

令和2年 第12回
教育委員会臨時会会議録

令和2年3月27日（金）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2540号
令和2年第12回臨時会

日 時 令和2年3月27日（金） 午後2時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	村 山 正 一
	教育企画担当課長	加 藤 豊
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「欠席した事務局職員」	学 務 課 長	山 本 隆 司
-------------	---------	---------

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	藤 田 希代美

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区教育委員会事務局幹部職員の人事異動について
- 2 港区教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について
- 3 港区教育委員会事務局組織規程等の一部改正について
- 4 港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 港区教育委員会事案専決規程の一部改正について
- 6 港区立学校事案専決規程の一部改正について
- 7 港区立幼稚園事案専決規程の一部改正について
- 8 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

- 9 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 10 港区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について
- 11 港区学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
- 12 (仮称)芝浦第二小学校の学校名について
- 13 芝浦小学校、(仮称)芝浦第二小学校の通学区域について
- 14 港区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 15 港区立教育センター処務規程の一部改正について
- 16 港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について
- 17 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 18 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 19 港区立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について
- 20 港区会計年度任用講師の任用等に関する規則について
- 21 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則について
- 22 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則について
- 23 港区立学校等に勤務する講師に関する規則を廃止する規則について
- 24 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について
- 25 学校職員の服務取扱規程の一部改正について
- 26 学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について
- 27 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について

日程第2 教育長報告事項

- 1 寄付の受領について
- 2 令和2年度予算特別委員会の総括質問について
- 3 令和2・3年度の港区青少年委員の委嘱について
- 4 令和2・3年度の港区スポーツ推進委員の委嘱について
- 5 令和元年度秋の通学路点検の実施結果について
- 6 令和2年度からの学校図書館の運営について
- 7 後援名義等の2月使用承認について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の2月の各事業別利用状況について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について
- 11 図書館・郷土歴史館の2月行事実績について
- 12 図書館の2月分利用実績について

- 13 図書館・郷土歴史館の4月行事予定について
- 14 4月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和2年第12回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は山本学務課長が所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご承知おきください。また、本日は案件が多数ありますことから、途中休憩を行います。休憩中には新型コロナウイルス感染防止対策の関係から室内の換気をし、進めてまいります。よろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 港区教育委員会事務局幹部職員の人事異動について

○教育長 それでは、日程第1審議事項に入ります。

議案第34号「港区教育委員会事務局幹部職員の人事異動について」説明をお願いします。

○教育長室長 では、議案第34号「港区教育委員会事務局幹部職員の人事異動等について」ご説明をさせていただきます。資料ナンバー1をご用意ください。1枚おめくりいただきまして、先日人事異動につきまして内示がございましたので、教育委員会に関する部分についてご案内させていただきます。

まず、部長級ですけれども、1ページ目、現教育推進部長の新宮部長が総務部長として転出し、後任に現在産業地域振興支援部長を兼務、芝浦港南地区総合支所長の星川部長が転入になります。

続きまして、学校教育部長の堀部長が監査事務局長ということで転出し、後任に現在総務課長の湯川課長が昇任して学校教育部長として内示されました。

続いて、課長級ですけれども、行政組織順に説明させていただきます。まず、2枚目の裏面、一番下の教育企画担当課長の加藤課長ですけれども、区役所改革担当課長の方に転出し、こちらについては、組織改正により廃止となります。

続きまして、その次のページの真ん中ぐらい、やや下ですけれども、現図書文化財課長の佐々木課長につきましては、学務課長ということに転出し、後任に現在、総務部の人権・男女平等参画担当課長の江村課長が転入となります。

続いて、学務課長、今、申し上げましたとおり、佐々木課長が転入となりますけれども、現山本課長につきましては、芝浦港南地区総合支所の副総合所長・管理課長を兼務ということで転出となります。

続いて、先程のページの学校施設担当課長の伊藤課長ですけれども、企画経営部の施設課長として、転出し、後任に現在街づくり支援部品川駅周辺街づくり担当課長の増田課長が転入となります。

また、教育指導課長の松田課長が東京都へ転出ということで、組織改正後、教育人事企画課長と

して、瀧島課長でして、新しくできます教育指導担当課長として、篠崎現統括指導主事が担当課長として転入してまいります。

以上が内示の内容となりますので、よろしくお願いたします。説明は以上です。

○教育長 松田課長は行き先が東京都というのは、具体的に言ってもらわないと。

○教育指導課長 具体的に言いますと、私、中野区で指導主事をし、お台場で副校長をし、渋谷区へ行きました。Uターンしまして港区へ戻ってきました、さらにUターンして中野区へ戻ります。中野区の第二中学校という神田川のすぐそばの学校でございます。中野新橋駅。貴花田の花田兄弟のそばでございます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○教育長 の校長先生。

○教育指導課長 校長です。

○教育長 いいですかね。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第34号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第34号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第35号「港区教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育長室長 では、議案第35号「港区教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。資料ナンバー2をご用意ください。

まず初めに、資料ナンバー2-3をご用意いただけますでしょうか。審議内容ですけれども、令和2年度から教育委員会事務局の組織改正を行うことに伴いまして、港区教育委員会事務局の組織規則ほか、1番に記載の規則、全部で8件の改正を行います。改正の概要ですけれども、組織名称等の改正によりまして、課・係、それから課長名等の名称を改めます。その裏面に組織改正図が載っていますけれども、左が現行、右が改正後となります。この網かけした部分の名称の変更を行います。

続きまして、3ページ目の方をご覧ください。分掌事務の改正、こちらは組織規則の改正になりますけれども、こちらの事務局の組織改正に伴いまして、各部、各課、室の分掌事務を改めるものがございます。内容については記載のとおりです。

次に4ページ目、(3)部に置く担当課長の改正です。こちら組織規則の別表がございます、担当課長部分の改正になりますけれども、教育企画担当課長が廃止され、新たに教育指導担当課長を新設する改正を行います。施行期日については、令和2年4月1日からとなります。改正の具体

的な内容につきましては、資料ナンバー 2 - 2 の方で新旧対照表をつけていますので、そちらをご参照いただければと思います。

簡単ですが、説明は以上とさせていただきます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第 3 5 号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第 3 5 号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区教育委員会事務局組織規程等の一部改正について

○教育長 次に議案第 3 6 号「港区教育委員会事務局組織規程等の一部改正について」説明をお願いします。

○教育長室長 議案第 3 6 号「港区教育委員会事務局組織規程等の一部改正について」ご説明させていただきます。資料はナンバー 3 になります。こちらも初めに資料ナンバー 3 - 3 をご用意ください。審議内容ですが、教育委員会事務局の組織改正に伴いまして、港区教育委員会事務局組織規程ほか、1 番に記載の全部で 4 件の訓令を改正いたします。改正の概要ですが、組織名称等の改正ということで、課・係及び課長名の名称を改めます。内容につきましては、裏面 2 ページ目の方をご覧ください。先程と同様の組織図を掲載させていただいています。

続きまして、2 番目の改正内容ですが、分掌事務の改正です。こちらは、組織規程の改正になりますが、先程の組織規則が課の分掌事務でしたけれども、こちらはさらに各係の分掌事務の改正となります。改正部分については、下線部のとおりでございます。

最後の 6 ページ目になりますが、施行期日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日からとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第 3 6 号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第 3 6 号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第37号「港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育長室長 では、議案第37号「港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。資料ナンバーはナンバー4となります。

初めに、資料ナンバー4-3の方をご覧ください。審議内容ですけれども、会計年度任用職員制度の導入に伴う引用規定を整備するとともに、学校保健安全法に基づき臨時に学校を休業する権限、そして緊急を要する事務の処理に関する臨時代理の権限を教育長に委任するため、港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正させていただきたいと思えます。

改正の概要ですけれども、まず、会計年度任用職員制度の導入に伴う規定整備ということで、引用規定の整備をさせていただきます。

次に学校の臨時休業に関する権限の委任ですけれども、参考資料の方をご覧ください。参考資料の3ページ目に学校保健安全法の抜粋を載せさせていただいています。まず関係条文としまして、第19条で、校長は、感染症にかかって、あるいはかかっている疑いが、またはかかる恐れのある児童生徒があるときは、出席を停止させることができるということが記載されています。

また、第20条で、学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができるという規定になります。この学校の設置者については、教育委員会ということで解釈されておりますけれども、この感染症の予防上必要があるとき、臨時に学校の全部、または一部の休業を行うことができる権限を同じく学校保健安全法の第31条、学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。と記載がありますけれども、この他の法律というのが、教育委員会関係では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律となっております。ですので、臨時休業を行う場合は、今、教育委員会の権限で行うこととなっておりますけれども、これをまず教育長の方に委任をさせていただければと思えます。地教行法の第25条で、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任することができるという規定がございますので、それに基づき教育長に委任をさせていただきたいと思えます。

この部分の改正につきまして、資料ナンバー4-2の最後から2ページ目をお開きいただけますでしょうか。下段が現行、上段が改正案ですけれども、右から40の2と書いてありますけど、その四つ目の43、こちらが新規に設ける部分です。こちらは第2条になりますけれども、そこに教育委員会から教育長に委任する権限が列記されておりますが、その最後のところで、学校保健安全法第20条の規定による臨時に学校の全部または一部の休業を行うこと。こちらの権限を委任いただければと思えます。

なお、こちらの権限につきまして、この一部休業につきましては、さらに教育長から園長及び校長に規定を整備した上で委任することを予定しています。現在今、インフルエンザ等で実際には、校長によって学級閉鎖、まれに学年閉鎖が行われていますが、そちらを実態に合わせる形で規定を整備させていただきたいと思えます。なお、学校の全部臨時休業につきましては、引き続き、教育

長の権限ということで運用を図っていきたいと思っております。

それから、3点目の改正点ですけれども、済みません、資料ナンバー4-3の方にお戻りください。1の(3)教育長の臨時代理となります。こちら、資料ナンバー4-2の先程の新旧対照表の第3条のところをご覧くださいと思います。現行第3条を第4条に送りまして、第3条に教育長の臨時代理という規定を設けます。教育長は第2条の規定により、委任を受けた事務以外の事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会を招集されるいとまがないときは、これを臨時に代理することができる。第2項といたしまして、教育長は前項の規定により臨時に代理したときは、速やかに教育委員会に報告を行い、その承認を得なければならないという規定を設けたいと思っております。

今回の新型コロナウイルス対策の対応で色々委員の先生方には臨時の持ち回り審議ということでお手数をおかけしましたが、この規定を設けさせていただくことで、一義的には教育長の権限で臨時休業、休校等を行わせていただき、後に教育委員会の方に報告をさせていただいて、承認を得るという手続をとり、緊急な対応が必要なときに速やかに対処できるような体制を整えたいと思っております。そのほか、所定の文言整理等の規定改正をあわせて行わせていただきたいと思います。

施行期日につきましては、令和2年4月1日を予定しています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

○**中村委員** 確認ですけれども、今の説明は学校保健安全法の20条の条文の「学校の設置者は」というところは、教育委員会がという解釈が前提だと思うのですが、それはそれでよろしいですかね。確認です。

○**教育長室長** 文部科学省の方にも確認をいたしましたけれども、そういう解釈で結構ですという回答をいただいております。

○**中村委員** 分かりました。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**山内委員** 今回の改正の提案は、理由の一つはコロナの対応、今の状況を見てということと理解しております。そういう意味では、やはり瞬時に適切な判断をせざるを得ない場面があると思いますので、この案は賛成です。一方で、色々瞬時に判断をしなければいけないときに、今回の一連の動きを見ていて、もし国はこういうことを要請してきたけれども、区は独自にもっとこういう方法をとりたいということだってあり得ると思うのですね。ただ、それを教育長だけで判断してするのは難しい場面もあるだろうと思います。逆にそういうときは、緊急に招集していただいて、独自の判断をしやすい環境をつくって区としての適切な判断ができるようにした方がいいと思います。今そのつもりでいますので、そのことを一つ申し添えておきたいと思っております。

○**中村委員** 私も同感で、確かに緊急性のある案件でやむを得ないところはあると思うのですが、とりあえず、教育委員が全員集められなくても、例えば、2人、3人でもいいから、集まれる人は来てくれという手続はやはりとられた方がいいのかなと。だから、私なども連絡が来ないの

かなと思う訳ですよ。自分がある程度空き時間があるとすれば。では、私もその会合に加わってちょっと意見を言いたいところもあるでしょうし、だから、そういうのはちょっと今回1回もそれはなかったの、決まりましたから見てくださいというのは当然ですけども、その決まる過程で確かに1日、2日しかないということもあるでしょうけれども、ちょっと教育委員の先生、急で申し訳ないけれども、ちょっと来てくれないかというのはあってよかったのではないかなと思いました。以上です。

○教育長室長 今、ご指摘いただいた点は十分踏まえさせていただきたいと思います。今回本当にばたばたという中でなかなか教育委員の先生方のご意見を事前に十分に聞けなかったことは、大変申し訳なかったと思っております。今、ご指摘いただいた件を踏まえまして、今後は緊急を要する場合、どういった対応がふさわしいか教育長と相談して、切に対応させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

確認というよりは、説明をまずしてほしいのですけれども、委任と臨時代理、さっき説明の中に若干あったと思うのだけれども、委任と臨時代理の違い、これを明確にしてくれますか。

○教育長室長 先程の資料ナンバー4-2の見ていただいていた後ろから2ページ目のところをご覧いただきたいと思いますが、まず、委任については、第2条で限定列举でご承認いただければ43の事項が委任になりますけれども、これについてですが、第2条の2のところ、委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないということで、委任されたものについては報告ということになっていますが、臨時代理の場合については委任ではないので、一旦教育長の権限で対処をしますけれども、第2項で記載がありますように、あくまでも代理ですので、その後、教育委員会の承認を得なければならないというところで、そこで初めて教育長の行った処理が確定するというところの違いがございます。

○教育長 今の関連で、そもそもこれは教育委員会規則上の規定ではないですか。でも、一応教育行政の組織及び運営に関する法律、参考でつけているやつです。第25条の第3項にはその辺が明確にされてないのよね。この条文を見ると一緒みたいだね。委任された事務、または臨時代理した事務が教育委員会に報告しなければならない。同じような規定なのだけど、要はそれ以上のものをこの規則で決めているじゃないですか。これは、そもそもの地教行法の解釈の上で、これが本来の規則で規定したものが本来の中身だということは確認していますよね。

○教育長室長 地方教育行政の解釈などについても臨時代理については、事後の承認ということは記載があります。また、東京都をはじめ、この臨時代理の規定を設けているほかの市区町村の規定を見ましても全て臨時代理を行ったときには、この報告、承認を得るという規定が設けられていますので、やはり個別の委任よりもある意味、フリーハンドになってしまわないということで、一定の歯止めがそうした規定でかけられているものと解釈しています。

○教育長 ということは、地教行法の解釈がこの条文上はこういう規定になっているのだけれども、解釈としてはそういうことですよということでもいいのよね。

○教育長室長 教育委員会から教育長にその属する権限を委任する場合には、規則で定めるところとなっていますので、その規則では個別具体的に定めています。ただ、臨時代理の場合については、その個別の事案については記載がないので、ある意味何でもできてしまうというところがありますので、その歯止めが必要ということで、報告、承認、そういう手続をとるということが、この趣旨にかなったものと考えています。

○教育長 分かりました。

それからもう一つ、表現の正確性という意味で、資料の4-3の1の(3)の①臨時代理のところなのですが、最後の部分なのですよね。その事務の処理を臨時に代理することができる権限を地教法に基づき教育長に委任しますとなっているではないですか。これ違いますよね。臨時代理することができる権限を委任する訳ではないでしょう。代理できるようにするのでしょうか。

○教育長室長 ご指摘のとおりです。こちらについては修正をさせていただきたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○山内委員 もう一度教えていただきたいので、もう一回確認をさせてください。例えば、第25条の1項だと、権限に属する事務の一部を教育長に委任する。あるいは教育長をして臨時に代理させることができる。また3項も委任された事務と臨時に代理した事務とあるのですが、ここでいう委任された事務と、代理した事務というのは、これはどういうふうに違ふと読んだらいいのでしょうか。あらかじめ委任したものが委任になって、あらかじめ委任していないものをそのときに教育長が臨時に判断して行ったものを臨時に代理するという理解でいいのですか。いま一つこの部分がよく分からないので教えてください。

○教育長室長 今、山内委員がご指摘のとおり、委任については限定して列挙したものを行った場合が、委任された権限に基づく執行であります。それ以外の委任された事務以外の事務を処理した場合が、臨時代理ということになります。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第37号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第37号については原案どおり可決することに決定いたしました。

5 港区教育委員会事案専決規程の一部改正について

○教育長 次に議案第38号「港区教育委員会事案専決規程の一部改正について」説明をお願いします。

○教育長室長 では、議案第38号「港区教育委員会事案専決規程の一部改正について」ご説明させていただきます。資料ナンバーは5となります。5-3をご覧ください。審議内容ですけれども、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることに伴いまして、事案専決規程の一部

を改正し、必要な規定整備を行うものです。

会計年度任用職員制度につきましては、資料ナンバー5-2の方に添付させていただいております。では、改正の内容ですけれども、資料ナンバー5-2の方をご用意ください。下段が現行、上段が改正案となります。現行では課長の専決として、臨時職員の採用に関する事。部長専決として、非常勤職員の任命及び報酬額の決定に関する事ということが規定されていますけれども、先程ご覧いただいた参考資料の会計年度任用職員の区分B、繁忙期等に事務補助や軽作業に従事する職。こちらが改正案の課長専決のところの1番、「主として事務の補助、軽作業等に従事する会計年度任用職員の採用に関する事」に該当する部分でございます。

それ以外の非常勤職員につきましては部長専決となるものですが、学識経験に基づき、行政運営の一端を担う専門職として、任命権者の指揮監督の下に業務に従事する職、こちらを非常勤職員としますが、同じく、先程の区分Bの会計年度任用職員の広い意味で非常勤職員に該当しますので、そちらと区分するために括弧書きとして、「主として事務の補助、軽作業等に従事する会計年度任用職員を除く」という表記をさせていただいております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日からを予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第38号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第38号については原案どおり可決することに決定いたしました。

6 港区立学校事案専決規程の一部改正について

○教育長 次に議案第39号「港区立学校事案専決規程の一部改正について」説明をお願いします。

○教育長室長 では、議案第39号「港区立学校事案専決規程の一部改正について」ご説明させていただきます。資料ナンバーは6番となります。資料ナンバー6-3をご覧ください。審議内容ですけれども、令和2年4月1日から会計年度任用職員が創設されることに伴い、必要な規定整備を行うものです。

新旧対照表となっております6-2をご覧ください。学校につきましては、先程の事案専決規程とは異なりまして、学校では臨時職員の雇用のみを行っておりますので、今回の改正はその部分の改正となります。下段が現行、上段が改正案ですが、現行の校長の部分で臨時職員の雇用に関する事、こちらが規定されていますが、こちらが会計年度任用職員、先程ご覧いただいた、区分Bの職員の任用となりますので、上段の改正案として、「主として事務の補助、軽作業等に従事する会計年度任用職員の雇用に関する事」ということで改正をさせていただきたいと思っております。施行期日

につきましては、令和2年4月1日からを予定しております。

簡単ですが説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第39号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第39号については原案どおり可決することに決定いたしました。

○山内委員 今のは承認でいいのですけれども、今後に向けてということで意見を申し上げます。今、働き方改革、校長の事務的な業務の負担が非常に大きくて、それをどう軽減するかということが常に話題になっている訳です。そういう中で、今回校長がかかわる、雇用に関する事として、事務の補助、軽作業等に従事する会計年度任用職員となっていますけれども、先々を考えるともっと恒常的に事務の補佐、補助をできるように、おそらく新しい制度改正の中だと、臨時的任用職員に当たるような人を雇用できるような形も考えた方が、あるいはそこまでできるくらいにしている方がよろしいのではないかということは今、拝見していて思いましたので、それは今後の課題として考えておいていただければと思います。

つまり校長のあるいは副校長の負担を考えると、もう一段重いというか、能力のある人を雇用しやすいような形を考えてもいいのかなと思ひまして、申し上げた次第です。

○教育長室長 今、ご指摘の点につきまして、今後働き方改革の観点、また、人事管理という観点をあわせまして、引き続き検討させていただきたいと思ひます。

○教育長 それでは改めまして、議案第39号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第39号については原案どおり可決することに決定いたしました。

7 港区立幼稚園事案専決規程の一部改正について

○教育長 次に議案第40号「港区立幼稚園事案専決規程の一部改正について」説明をお願いします。

○教育長室長 議案第40号「港区立幼稚園事案専決規程の一部改正について」ご説明させていただきます。資料はナンバー7となります。7-3をご覧ください。審議内容につきましては、先程同様、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、必要な規定整備を行うものです。内容ですけれども、資料ナンバー7-2をご覧ください。学校と同様に現行の臨時職員を「主として事務の補助、軽作業等に従事する会計年度任用職員の雇用に関する事」を園長の

権限、専決事案として規定を整備させていただきたいと思ひます。

施行日につきましては、令和2年4月1日を予定しております。

簡単ですが説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第40号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第40号については原案どおり可決することに決定いたしました。

8 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第41号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育長室長 議案第41号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。資料はナンバー8となります。最初に8-3をご覧ください。審議内容ですけれども、会計年度任用職員制度の導入により、制度間で期末手当の支給を重複させないため、また妊産婦休養職免の無給部分について欠勤等日数から除外するため、港区幼稚園教職員の期末手当に関する規則の一部を改正いたします。

改正の概要です。まず1点目は、幼稚園教職員であった者が、退職後に引き続き会計年度任用職員となった場合、現行の規定では両制度間で期末手当を重複して支給できることになってしまっており、その支給を避けるため、幼稚園教育職員としての期末手当は支給対象が職員であるということを決めます。

2点目につきましては、平成21年12月支給分の期末手当から、妊産婦休養職免の無給部分については欠勤等日数としない取扱いとして制度上はつくられておりますけれども、規則上、欠勤等日数から除外されていないため、必要な規定の整備を行うものです。こちらの妊産婦休養職免といいますのは、妊娠中あるいは出産後の職員が保健指導、または健康診査に基づいて医師あるいは助産師から休養を要するという診断を受けた場合、その勤務を免除する、そういった制度でございます。こちら制度当初から無給の取扱いとなっておりますけれども、規定の整備が漏れていましたので、妊産婦休養職免を欠勤日数から除外する、そういった規定を設けさせていただきます。

施行期日については、(1)の制度間での重複を避けるものについては令和2年4月1日から、(2)については、速やかな改正を行うため、公布の日からとさせていただきます。

簡単ですが説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第41号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第41号については原案どおり可決することに決定いたしました。

9 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第42号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育長室長 議案第42号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」です。資料ナンバーは9となります。初めに9-3をご覧ください。審議内容ですけれども、港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則につきまして、令和元年12月に改正された勤勉手当の支給割合について再度改正を行うものです。

改正の概要です。1番のところに記載させていただいていますが、特別給の年間支給月数を0.15月に引き上げて4.65月とする改正が12月に行われました。令和元年度は、引き上げ分を12月の勤勉手当に割り振る改正を一旦行っておりますけれども、令和2年度について引き上げ分を6月と12月の勤勉手当に割り振るため、再度改正をさせていただきます。

内容については、2ページ目をご覧ください。別紙になりますけれども、一番上の段のところ、従来は0.95月ずつ6月と12月に支給して、全部で1.90月でした。これが給与改定で0.15月引き上げになりますので、全部で2.05月支給になりますが、今年度は既に6月0.95月支給していたので、12月で差額分の1.10月を支給いたしました。本来、勤勉手当につきましては、6月と12月に同じ割合で支給するため、今回元に戻す形でそれぞれ1.025月ずつ支給する割合に戻す、そういった改正を行わせていただきたいと思います。

施行期日については、令和2年4月1日を予定しています。

説明は以上です、よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見を願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第42号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第42号については原案どおり可決することに決定いたしました。

10 港区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第43号「港区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第43号「港区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。資料ナンバーは10となります。初めに10-3をご覧ください。審議内容ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止におきまして、出勤することが著しく困難であると認められる場合、休暇の取扱いに対応するため、港区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正します。改正概要ですけれども、総務省より、3月1日付で「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」という通知が出されました。これに伴いまして、給与の減額を免除することのできる基準の一部を改正するものです。

内容につきまして、資料ナンバー10-2をご覧ください。下段が現行、上段が改正案です。これまで、感染症法で交通の制限または遮断が行われた場合、給与減額が免除されておりましたけれども、これに加えまして、今回この政令に基づき、上段になりますけれども、就業制限、さらに感染を防止するための協力。そして、検疫法による停留により勤務ができなかった場合、給与減額を免除するという規定に改正するものです。

施行期日につきましては、公布の日といたしまして、改正後の第2条の規定につきましては、令和2年3月2日から適用させていただきます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

ちょっと説明をしてもらいたいのですけれども、この条文の中の就業制限という言葉と、それから、感染を防止するための協力、これは具体的にどういうことなのか。

○教育長室長 感染症法の第18条に就業制限の規定がございますが、こちらについては、感染症を公衆に蔓延させるおそれがある業務として、厚生労働省令で定める業務、具体的には分かりませんが、そのおそれがなくなるまでの期間、その業務に従事してはならないという規定がございますので、それに従った制限が行われた場合です。

それから、協力ですけれども、同じく感染症法の44条の3に感染を防止するための協力とございます。まず、体温その他の健康状態について都道府県知事は報告を求めることができるという規定がございます。また、当該者の居宅またはこれに相当する場所から外出しないこと。その他感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができるという規定があります。これが該当する場合があります。

○教育長 具体的にどんなこと。

○教育長室長 今回、感染のおそれがある場合、14日間自宅待機という要請が出されておりますけれども、都道府県知事が今後それをさらに求めてきた場合、それに従って休んだ期間、その場合は、欠勤になりますけれども、給与は減額をしない。そういう取扱いになります。

○教育長 後段は分かるのだけど、前段というのは、その14日間休んでください。自宅待機して

くださいということが協力ですか。

○教育長室長 はい、そうです。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今回の教育長のご質問された点というのは、できるだけ明確にしておくことが、やはり感染防止のために必要な、つまり安心して欠勤できる体制をつくるという意味で明確にしておくことは大切だと思います。私も正確には分らないのですが、例えば、就業制限というのは、ある意味で感染の診断がついているような状況と考えていいのですか。

○教育長室長 法律では、感染患者、そして無症状病原体保有者ということが就業制限という。

○山内委員 つまり、今回の例で言えば、コロナの診断が感染している、ついでに人ということですね。今回はおそらく、発熱があってもなかなか診断がなされないという場合が多いと思いますから、そうすると例えば、発熱が続いて、感染の疑いがあるが、診断はついていない場合。それから、家族に感染者がいるとか、そういう状況の場合には、どこに該当すると読んだらいいですか。この中で言うと、防止するための協力で全部含むと考えていいのですか。

○教育長室長 その対応によると思うのですが、おそらく感染していれば、そこはもう就業制限がかかってしまうと思うのですけれども、疑いが家族にいて、濃厚接触者の可能性があるという場合については、まだ協力要請というところで分かれてくるかなと思います。

○山内委員 それもこの協力の中に含むということでもいい訳ですね。

○教育長室長 東京都知事の要請に基づいて行われた場合というふうにやっていますので、今回一定の要請が出されましたので、それに従って行われるものについては適用されることになると思います。

○山内委員 ではもう一つ、そうすると、ここでいう法律第201号というのは、都知事の要請というのが前提になるのですか。

○教育長室長 感染症法の今、申しあげました就業制限、それから協力要請につきましては、全て主語が都道府県知事となっております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第43号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第43号については原案どおり可決することに決定いたしました。

11 港区学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第44号「港区学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは、議案第44号「港区学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。資料は本日付け議案資料ナンバー11でございます。資料最終ページでございます、資料ナンバー11-3をご覧ください。審議内容といたしましては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条番号が改められることから、港区学校運営協議会規則の一部を改正することをお諮りするものです。

項番2、規定整備の概要でございますように、学校運営協議会について規定する「地方教育行政の組織を及び運営に関する法律」の第47条の6の条番号が改められまして、第47条の5となることから、この条番号を引用している規則の該当箇所を改めます。具体的な改正箇所は2枚お戻りいただいた資料11-2、新旧対照表のとおりです。条番号以外の改正はございません。施行期日は法改正の施行と合わせ令和2年4月1日といたします。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第44号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第44号については原案どおり可決することに決定いたしました。

12 (仮称)芝浦第二小学校の学校名について

○教育長 次に議案第45号「(仮称)芝浦第二小学校の学校名について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは、議案第45号「(仮称)芝浦第二小学校の学校名について」ご説明させていただきます。資料は本日付け議案資料ナンバー12でございます。資料を1枚おめくりいただきまして、A4横書きの資料1枚目、タブレットでは10分の2をご覧ください。審議内容といたしましては、令和4年4月に開設する(仮称)芝浦第二小学校の学校名について、「港区立芝浜小学校」とすることをお諮りするものでございます。

(仮称)芝浦第二小学校の学校名については、保護者や地域住民の代表者、教育員会事務局職員等で構成する(仮称)芝浦第二小学校検討委員会で検討を進めてまいりました。検討概要を項番2に掲載してございますが、検討委員会に学校名等分科会を設け、主に分科会において学校名の基本的考え方、決定手順等の整理から分科会としての候補名の検討、アンケート内容の検討、アンケート結果を踏まえた候補名の検討という流れで進め、適宜検討委員会に諮り、了承を得てまいりました。

ページが少し飛びますけれども、参考資料としておつけました「(仮称)芝浦第二小学校の学校名の検討経緯について」、タブレットでは10分の6、参考資料の2ページ目をご覧ください。項

番3にアンケートの実施とごさいます、その(3)にごさいます検討委員会で検討し、アンケートに掲載した九つの学校名の候補を掲載してごさいます。この候補名につきまして、(1)にごさいますように、昨年11月25日から12月17日までの3週間程度に渡ってアンケートを実施いたしました。アンケートの対象者は(2)に掲載のとおり、保護者地域関係者だけでなく、芝浦小学校の在校生も対象とし、学校に協力をいただきまして、基本的に全児童に回答をいただいています。アンケート結果に対しては、保護者、地域関係者からは251件、芝浦小学校の児童からは1,112件、総数1,363件のご回答をいただいております。結果としては、保護者、地域関係者では1位が田町小学校、2位が芝浦第二小学校、3位が芝浜小学校です。児童は1位が芝浦第二小学校、2位が田町小学校、3位が湊小学校となっています。保護者、地域住民、児童ともにシンプルで分かりやすいといったものに票が集まったと見られます。

このアンケート結果を踏まえまして、検討委員会で選定した候補が、次ページ項番4に掲載した四つです。それぞれの選定理由は記載のとおりですが、やはりアンケートで票数を集めたものを外せないのではないかなという声が検討委員会の中でごさいました。そのために基本的にアンケート結果の上位を選定したという形になっております。

なお、湊小学校の湊の漢字表記については、「さんずい」に「奏でる」の「湊」という漢字を用いた子どもの名前が最近増えているということですか、あと常用漢字ではないということなどを考慮しまして、アンケートでも平仮名の「みなと」小学校という案が多かったことから、平仮名表記のみなと小学校を候補とするとされております。

検討委員会で選定いただいた学校名の候補につきまして、教育委員会事務局と職員等で構成する(仮称)芝浦第二小学校開設準備委員会で比較検討し、より優位性が高いと判断した「芝浜小学校」を最終候補としてお諮りしておりますが、比較内容については、資料本編に添付した別紙にまとめております。A3横置きのような形になってごさいます。タブレットでは10分の4です。比較表では、学校名候補ごとにアンケート票数、地域性、発展性、消極的意見を整理し、総合評価を付しています。ここで掲載した学校名候補については、全てがアンケートにおいて一定の票数を得ておりますし、それぞれ利点と考えられる部分でごさいます。ただし、湊小学校については、ほかの3候補と異なり、名称から地域の特定がしにくいというところでごさいます。現状の港区の小中学校については、名称から概ねの所在地が分かる校名となっておりますので、新設校についても所在地が分かりやすい名称がよいと考えて、総合評価としては△としています。

芝浦第二小学校、芝浜小学校、田町小学校については、どれも学校の所在地をイメージできる名称ではありますが、芝浜については、有名な古典落語の部隊になった地域であるということや、学校名の由来を通じて、児童が地域を知るきっかけとなること。学校名が落語に関連すること等を生かした特色ある教育活動が期待できるのではないかとといった意見が検討委員会やアンケートから上がっており、児童にはなじみが薄いものの、学校名に由来した伝統と文化を重んじた教育活動が期待できることなどから、芝浦第二、田町より優位性があると判断し、最終候補とさせていただいたものです。

選定理由につきましては、タブレットの10分の3、資料本編の2ページ目に文章化して掲載しております。先程申し上げたことのほか、(1)の後段に記載しましたように、新設校は芝浦と海岸を通学区域とする芝浦小学校の児童数増加に対応するため、芝浦小学校の通学区域を分けて設置される学校であり、芝浦小学校から途中で移る児童もいますので、名称が芝浦と芝浜と関連することで、設置経緯等も含めた2校のつながりを今後も感じるができるという点も理由といたしました。

また、(3)に記載のように検討委員会で選定した広報のうち、アンケート結果はこれまでの検討において、最も消極的な意見が少ない名称であり誰からも長く親しまれる学校名となることも期待できることから、ほかの候補名より優位性が高いと判断して最終候補とさせていただいたものです。

今後のスケジュールでございますが、本日審議で決定いただきましたら、4月の会議に報告を差し上げる予定です。その後、区民文教常任委員会にて報告、6月の第2回定例会で港区立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出という予定で考えております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。

○中村委員 アンケートの結果とかを見る限り、5ページの準備委員会での検討のところ、より優位性の高い芝浜小学校と書いてありますけれども、より優位性の高いというのは全然理解できないのですが、アンケートを見る限りでは、保護者、地域関係者のうち、251件のうち田町小学校が146件で半数以上。2位が第二小、芝浜は62件、田町との比較で言うと、半数以下、それから、小学校の児童向けでも1,112件中、芝浦第二が711件、4分の3程度は芝浦第二ということで、田町が372件、その半分強。芝浜は入っていないと。3位にも入っていないという状況なのですが、これを見ると優位性があると判断する根拠はどんな根拠なのかなとちょっと疑問に思うのですが、そこを説明してもらえますか。

○教育企画担当課長 確かに中村委員がご指摘のとおり、アンケート結果としては、芝浜小学校が特に児童の方では余なじみがなかったということがございます。ただ、検討委員会の中では、この学校名を決める最初の会議の際にも、票数にそこまですごくこだわるのではなくて、票数もちろん踏まえると、踏まえることはするのですが、その中で色々な意見を集めて地域としてどういった名前がいいのかというように検討していきたいということがございました。ですので、必ずしも票数で見ますと、確かに芝浜小学校は低い票数になってございますけれども、ほかに上がってきている、例えば田町ですとか、みなと小学校ですとか、芝浦第二小学校に比べてもともと芝浜という有名な落語の舞台であったということであるとか、あと、これから地域の伝統文化、交流会もできることであるとか、そういったことと絡めて教育というところに考えたときに最もそこがこれからの子どもに教えるていくということで、一番いい名前なのではないかというところが、この四つ出していただいた後にもう一度検討委員会が終わった後に開設準備委員会、こちら行政の方でも考えさせていただいて、その中でこれが一番いいのではないかといいところでお示ししたと

ころになります。

○中村委員 準備委員会のメンバーというのは、このアンケート調査の中に入っているのですか。

○教育企画担当課長 開設準備委員会の方は、アンケートを出したメンバーの中には、アンケートを出したのはあくまで地域住民の方とか、児童生徒ですので、アンケートを出したメンバーではなく、基本的に行政側の職員、教育委員会ですと、教育推進部長、教育指導課長、学校施設担当課長、私とあと芝浦小学校の校長先生、芝浦幼稚園の園長先生等になってございます。

○中村委員 では、入っていないのですね。アンケートには入っていないのですね。

○教育企画担当課長 アンケートを出したりはしていません。

○中村委員 説明の趣旨は分かりましたけれども、そうだとすると、どちらかという地域関係者とか保護者にももう少し賛同があってもいいのかなという気がするのですけれども、251件中の62件という状態であるということであれば、保護者や地域の方々から、そんなに指示はされていないと見なければいけないと思うので、件数が全てではないとは思いますが、その優位性の高いということを後で説明を要されたときに、今の回答で周りの方々が納得するかなという、若干どうなのかなと。もう少し何かアンケートではこれだけ数は少ないけれども、それでもやはり芝浜がいいのだということをもっと強調できる何か理由を考えておかないと、ちょっと説得する必要はないのかもしれませんが、事実上は、決めたと言えば終わりなのかもしれませんが、ちょっと納得できない感が周りの方は増えるのかなと。特に生徒はそうなのかなという気がします。以上です。

○教育企画担当課長 確かにそういったところは説明する責任が出てくるとは思っています。ただ、ちょっと補足で説明をさせていただきますと、芝浜小学校という名前を出していただいた方は、地域の検討委員会の中で幼稚園のPTAの方から、その副会長さんが入っていたのですけれども、幼稚園、これから芝浦第二にも上がってくるお子さんも多いでしょうけれども、その中でどういった案がいいかというのを出していただいて、もともと出していただいた、候補名を出していたところは、そういった今お子さんを持っていらっしゃる方の中から出てきた案だったということの一つつけ加えさせていただくことと、あと、検討委員会の最初の段階で町会委員地域の方からは、芝浜という名称がここにはもともと海だったところだから、そういった名称があって、歴史のある名前だからそういうのがいいのではないかというところがありました。

これからは、児童が……していくのかというところですので、ここはしっかりどういった教育ができるのかということも含めながら、検討はしていかなければいけないと思います。

○教育長 3ページ目の最後の5番のところにこれを最終候補としますと書いてあって、多分優位性の高いと書いてあるからだよ。では、優位性って何という、このA3の資料の比較検討の一番最後の要は総合評価が優位性なのでしょう。それを書けば、もう少し何が優位なのか、アンケートでは優位ではないよねとなるではないですか。アンケートだけではない訳ではない。それがまさに総合評価なのでしょう。そこをちゃんと書かないから、今、中村委員が言ったような質問になってくるのだよね。あるいはこれから議会の方に説明したり、またこういうふうに決定しましたとし

ないと、多分優位性では分からないよね。

○教育企画担当課長 失礼しました。そこのところはしっかり修正します。

○教育長 それからもう一つ、最後のこの四つの候補のアンケート調査を受けて、あるいは色々な分科会での学校名検討分科会というのかな、そこで検討された結果を受けて検討委員会で決めてもらったのではないですか。その人たちにはどのタイミングでこういうこと、まさに優位性なのだけでも、これを選びましたというのを説明するのですか。

○教育企画担当課長 こちらにつきましては、来年度もこの芝浦第二小学校の検討会は組織する予定になっておりますので、正式にはそちらのところでしっかり説明をさせていただきます。事前に情報はもちろん提供していきたいと思っておりますけれども、そちらについては、審議決定いただきましたら、できるだけ速やかに情報提供はスタートしたいと考えています。

○教育長 ここまで積み上げた方々ではないですか。そのタイミングをうまくやらないと外から入ってくると何で我々はこんなに検討したのに何の連絡もなかったなとなるのが一番まずいので、そこはきちっとやってください。やはり悩むところだと思いますよ、学校も。

ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 私自身は、アンケートの結果に依存しなくてもたくさん票が入っているかどうかということだけではない判断があつていいと思いますので、この結果事態に異論はないのですが、ただ一方で、アンケートの票数からすると必ずしも上位ではないので、そのプロセスをきちんと明確にしておいた方がいいと思って質問をします。

このいただいた資料、「(仮称)芝浦第二小学校の学校名について」というのを見ると、この検討委員会と分科会で行ったことは、この四つの校名の候補として絞るところまでをしたと読めるのですが、そういう理解でよろしいですか。

○教育企画担当課長 山内委員のおっしゃるとおりです。四つまで絞ったと。

○山内委員 四つまで絞って、その四つの後、その中でどれがいいかという議論はこの検討委員会や分科会ではしていないということですか。

○教育企画担当課長 四つからさらに絞るかどうかというところは、検討の中でお諮りはしたのですが、地域として、検討委員会としては、この四つであれば、基本的にどれでも納得ができるということで、残りは教育委員会の責任として決めていただいていたというお話になりました。

○山内委員 なるほど。その上で、教育委員会と事務局でつくった、どこで一つになったということですか。

○教育企画担当課長 芝浦第二小学校の開設準備委員会でも教育委員会幹部職員で構成しています。そちらで検討しました。

○山内委員 というプロセスがこの資料にないので、よく分からないですね。どこまでこの検討委員会でしたのか。検討委員会で一応このマルバツまでつけたのか。それとも、本当に今、おっしゃったように四つを選ぶところまでだったのか。では、それだったらどこで選んでいるのかということがこの資料に書かれていなかったものですから、今、質問をしたという次第です。今のお話を

伺うと検討委員会では四つの候補を選ぶところまでです。ただし、検討委員会の中ではその四つであれば、どれでも異存はないというような了解というか、合意はあったということです。

○教育企画担当課長 おっしゃるとおりです。

○山内委員 であれば、そのこともここに書き加えておかれたらどうですか。その上で事務局の中で総合的に判断して、これで選んだのだとしていった方が、理解はしやすいと思います。

○教育企画担当課長 参考資料の項番の4と5の間がドーンと抜けているような状態なのかなと思います。ちょっとどこに書くかはまた検討いたしますけれども、少しそこら辺はしっかり書き込んでいきたいと思います。

○教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 色々校名の件に関しては、ご苦勞があったかと思います。ありがとうございます。この検討委員会で選定した候補、3ページですか、そのところの芝浜小学校のところで、選定理由の中に、将来「落語を通じた特色ある教育活動を行うことが期待できる」という項目は載せていいのでしょうか。実際こういう話が出たのでしょうか。

○教育企画担当課長 事業検討委員会の中に、芝浦港南支所も管理課長が入っていて、こちらの方から伝統文化交流館を開設することから、こういった落語家さんとかもよく来ることになるので、そういったところを期待できますよということはお話をいただいている、確定ということは書きづらいので、期待できるという書き方にさせていただいたところではあります。

○中村委員 分かりました。私としては、期待できるという項目をちょっと別の言い方にさせていただいた方がよろしいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。余り確定的な表現にしないで。

○教育企画担当課長 もう少しトーンを下げるといいと思います。

○中村委員 私、個人的にはやっていただきたいと思うのですが、なかなか難しいと思います。

○教育長 アンケートで出されたものもこういう表現なのですか。

○教育企画担当課長 アンケートの表1の表現というのはあれなのですが、ずっと芝浜と落語の演目につながっているというところについての意見が出ていたかと思います。これは、期待できるよという、教育活動が期待できるというところは、検討委員会の中で先程申し上げた芝浦港南の管理課長であるとか、特色ある学校の教育活動ということも考えられるよねということで、芝浦小学校の校長先生がおっしゃっていただいたということはありません。

○教育長 はい、分かりました。前は芝浜中学校があったからね。

○—— 場所が違うのよね。

○教育長 内陸側にある。

いかがでしょうか。よろしいですか。

○中村委員 済みません、何度も。確かにアンケートをとった主旨が、こちら側は絶対条件として

とった訳ではないし、あくまでも参考でとったのだということでしょうけれども、ただアンケートを受けた側は、やはり数が多いのが優位性はあるのではないかと普通思うと思うのですね。しかも保護者アンケートと児童アンケートで1、2位を占めている第二小学校と田町小学校を押しつけて、8位と3位の芝浜小が出てくる訳ですから。やっぱり「何ぞ?」という疑問はすごく強いと思うのですよ。こちらの意図とは別ですね、一般的に。何のためにアンケートやったのだと言われると思うのですね。役所側の発想はそうかもしれませんが。やはりアンケートをやる場合には、みんなの声を聞きたいからやるのでしょう。だったら、民主的な考え方をすれば、数が多い方から選ぶのが普通ではないというのが考えられると思うのです。ですので、やはりそういう意味で丁寧な説明が必要である。この地域性と発展性。やはりここが一番大きな準備委員会が考えた理由。あえて数的には優位ではないけれども、地域性と発展性を考えたらこちらの方がいいですよということを押し出していくのでしょから、この地域性や発展性、芝浦第二小学校の学校名についてという資料の3番目の部分にそれが書かれていると思うのですけれども、ここの部分をもう少し具体的にしっかり説明するというところに力を入れていただきたいなと思います。芝浜小学校が選ばれたことは、私自身も別に反対はしませんし、いいと思うのですが、その部分は気をつけていただければなと思います。以上です。

○教育企画担当課長 中村先生のおっしゃっていただいたことをちゃんと心にとめて説明いたします。ありがとうございます。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

○薩田委員 別紙1の別紙なので、そんなに重要なことではないのかもしれないのですが、芝浜小学校の選択理由の三つ目のポチのところに、「芝、芝浦、浜松町方面の子どもたちが通う学校だと分かりやすい」というところが、この選択理由のこの文章というのは、どなたがどういうふうに出した意見の一つなのでしょう。今、港区区内では選択制で、浜松町方面から通う子が希望して行くかもしれないのですけれども、浜松町方面で芝浜というのだったらよく分かるのですけれども、ここに浜松町とか入るのかなと思っている人がいるのかなとか。その言葉がどこから出てきたのかなとちょっと思いまして、お聞きしたいのですけれども。

○教育企画担当課長 このアンケートをどういった属性の方がなされたのか、ちょっと今、手元に資料がなくて分からないところなので、確認はいたします。確かに学校選択制があれば、芝と浜松町はあるのですけれども、学区域で言えば芝浦と海岸とかになりますので、ちょっとずれているかもしれません。そこはどのような属性の方が確認してみます。

○薩田委員 ここの理由に入らなくてもいい、この一文は要らないのではないかと。

○教育企画担当課長 分かりました。

○教育長 よろしいですか。

○—— ちなみに芝浜にというのはどこにあったのですか。芝浜という浜がどの辺にあったのですか。どの辺なのですか、今で言うと。

○教育企画担当課長 あくまで落語の舞台と言われているのは、現状の本芝公園の場所だと言われ

ています。

○—— 今で言うと、住所地で言うとどこら辺なのですか。

○教育企画担当課長 芝四丁目。

○—— 四丁目あたりですか。済みません。

○教育長 ちょうど線路を挟んで前になるよね。芝公園のところ。

○教育企画担当課長 そうです。

○教育長 くぐるところがありますよね。あそこのくぐり終わった右側の公園ですね。

○—— あのあたりですね。

○教育長 では、よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第45号について、原案どおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第45号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

13 芝浦小学校、(仮称)地場浦第二小学校の通学区域について

○教育長 次に議案第46号「芝浦小学校、(仮称)芝浦第二小学校の通学区域について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは資料ナンバー13、議案第46号「芝浦小学校、(仮称)芝浦第二小学校の通学区域について」ご説明させていただきます。

審議内容でございます。芝浦小学校、(仮称)芝浦第二小学校の通学区域について、以下のとおりといたします。

まず、芝浦小学校についてです。芝浦四丁目の1番から19番まで。海岸三丁目の4番から13番まで。20番から21番まで、及び31番から33番まで。

(仮称)芝浦第二小学校の通学区域については、芝浦一丁目の6番から16番まで。芝浦二丁目、芝浦三丁目、芝浦四丁目の20番から22番まで。海岸三丁目1番から3番まで、14番から19番まで、及び22番から30番までとするものでございます。

続いて、簡単に説明をさせていただきたいと思いますので、3枚程おめくりいただいて、横版のカラー刷りの資料をご覧くださいと思います。内容については、後程説明させていただきますが、右端の赤枠で囲んでいる事務局最終案の上段をご覧くださいと思います。

赤い線が入ったのが、下段の方の芝浦小学校と上段の芝浦第二小学校の通学区域を分けた図面となります。芝浦小学校の芝浦四丁目と下線の上段部の芝浦三丁目で通学区域を分けるということと、芝浦アイランド、真ん中にございますけれども、芝浦アイランドについては比較的大きな道路が上部と下部の方にございます、下の方で区切ったというところ。右側は、海岸三丁目でございますけれども、そこについても下段の大きな通りにございますので、そこで分けたということでござい

ます。

それでは、もとの資料の項番1番をご覧ください。通学区域につきましては、芝浦第二小学校の検討委員会及び通学区域分科会で検討しました。都合7回、分科会で検討しましたが、第6回の分科会におきまして、それぞれの委員さんが検討していただいた議論を踏まえまして、事務局の方で2案まとめさせていただきました。その上で、第7回の分科会で最終的に1案を提示させていただいて決定したものでございます。

2番、芝浦第二小学校の検討委員会における検討経過でございますが、全体会の方では2回開催し、分科会の方では7回開催しております。下の表にそれぞれの分科会の主な検討内容を記載してございます。検討会の最初の方では、開校時の児童数のシミュレーションの提示。さらには、当該地区の今後の人口の推計について資料を提示し議論をいただきました。

第5回分科会では、先程申し上げましたが、各委員がそれぞれ通学区域の案を白地図に描いて持ち寄って議論を進め、最終的に第5回、6回でそれについて意見交換をし、第7回、最後の分科会でございますけれども、最終案について提示をし、それについて了解を得られ決定したものでございます。

裏面の2ページの3番をご覧ください。通学区域設定の主な要点ということで、まずその検討会の中の主な議論としましては、それぞれの通学距離についての議論。それから各学校の規模。現在の芝浦小学校が33教室。それから新しくできます（仮称）芝浦第二小学校については24教室でございます。割合としては、芝浦小学校が約6割弱、芝浦第二小学校が4割強でございます。そういったことも踏まえまして、児童数がどの程度が適正なのかという点を議論しました。さらに広い道路や運河等で切るのが妥当ではないかと。また分かりやすいところで分けをした方がいいのではないかという議論もございました。

それから、(2)として、一番焦点となったのが芝浦アイランド。ご存じのとおり、大きなマンションが4棟建ってございます。そこについてどういった分けが適切かということで色々議論し、最終的には大きな道路が南北に、上下に2本通っております。その中で今回最終案として決定したものが、下の方に大きな道路がございまして、上部の方に大きなマンションが3棟。少し離れた下部の方にマンションが一つあるということで、そこで区域を分けようということで最終的にまとまったものでございます。

それでは、横版の比較検討の資料についてご説明させていただきます。左側にA案、それから真ん中にB案がございまして、先程も申し上げましたが、各委員が検討した案を持ち寄って最終的にまとめたものがA案、B案ということで、第6回で検討いたしました。

A案の方でご説明しますが、①の方が少し議論がございました。これは芝浦の四丁目の1番地から4番になるエリアでございますけれども、ここについては芝浦小学校と図面、地図上は近いのですけれども、実際は、ここに新芝運河という運河がございまして、直接芝浦小学校に通学することはできません。一旦、札の辻方向の藻塩橋という橋がございまして、そちらの方に一旦出て、芝浦小学校にUターンして戻るとということで、距離的には芝浦小学校と芝浦第二小学校、やや芝浦

小学校が近いのですけれども、当初は芝浦第二小学校が妥当ではないかということでA案が出たものでございます。

②として芝浦アイランドについては、当初は北側1棟で区切る上部の道路で分けた方がいいのではないかということでA案がまとまったもの。それからB案については、芝浦アイランドについて北側1棟だけではなくて、さらに隣接している2棟。上部2棟と下部2棟のところに分けた方がいいのではないかということで議論を進めました。比較表の中で総合評価のところをご覧いただければと思いますけれども、A案については芝浦小学校の過大になって、将来的に芝浦小学校で児童を受けられない可能性がある。また、芝浦アイランドの北側にまとまって建つ3棟のマンション内で通学区域が分かれてしまうデメリットがあるという議論。B案におきましては、芝浦第二小学校が逆に過大となってしまって、今後比較的開発余地の大きい芝浦北部地域の児童数を受けられない可能性があるということ。さらに芝浦アイランドの北側にまとまって建つ3棟のマンション内で通学区域が分かれてしまうのはエリア的に好ましくないのではないかという議論がございました。そういったことも踏まえまして、最終の第7回の分科会で右端の最終案を提示し、皆さんからご意見をいただいたものでございます。

次の参考資料の2枚目をご覧ください。分科会でいただいた主な意見を記載してございます。最初に第7回のところをご覧いただきたいと思いますが、この最終的な案についてご意見を伺い、最終案は児童数のバランス、通学距離等がよく考慮されている。それから、児童数のバランスが開校時のみにこだわりすぎていないかというご意見もございました。さらに先程申し上げました芝浦四丁目の新芝運河沿いの地域から芝浦小学校に通う際、安全面が課題となった箇所については、来年度から登下校誘導員が配置されるので、課題も解決されるということで最終案でよいと。それから、児童数のバランスを考えると、芝浦アイランドの分け方は、太い道路のある、北側3棟と南側1棟で分けることが合理的だということで、概ね皆さんの理解が得られ、最終的に事務局案として決定されたものでございます。

資料の4番をご覧いただけますでしょうか。今後のスケジュールでございます。今後、庁議に報告し、区民文教常任委員会の報告の後、最終的には7月に、学区域については規則で制定してございますので、一部改正を再度本教育委員会にお願いして決定をいただくものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定いただくようお願いいたします。以上です。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。

ちょっといいですか。これは、この前の議案は決め方が違うじゃないですか。こっちの通学区域というのは全体会で最終的に決定したもので、いわゆる教育委員会事務局、学校長、園長も入れたコアメンバーで、そこで決定したものと、住民の方が入っている検討委員会で決定したものと。さっきの校名の方は、ここで決定するのではなくて、教育委員会で決定してもらえればいいですよという4案決定してもらったじゃないですか。通学区域の方は、そういうことが出ていなかったという理解でいいですよ。

○学務課長 おっしゃるとおり、そういうこともなかった点はございますが、検討会の中で色々議論を重ねる中で、最終的にこういった案で皆さんの合意が形成されましたので、特に先程言ったような行政などの検討委員会に諮るまでもなく一つに絞られて、全体会の中でも最終的に異論がなかったということで、今回提出させていただいたものでございます。

○教育長 あともう一つ、この別紙のところで三つの案があるじゃないですか、最終的に。時系列的に言うと、最初A、B案がこういった問題があるという、それを修正して最終案になったのですよね。最終案というのはそうすると、経過からすると、初めは全然出ていなかったということではないのですか。

○学務課長 はい。おっしゃるとおりで、最初は、基本的に総論といいますか、考え方を皆さんフリートーキングという形で出していただきました。先程の主な意見のところは触れさせていただきましたけれども、最初の段階では、区域内で通学区域を分けないだとか、人口については一定程度考慮して区域を分ける必要があるかといった、そういった総論の部分についてフリートーキングをさせていただいて、基本的に事務局の方から案を出すということはございませんでした。その中で、委員さんの方から、それでは各委員さんが学区域について白地図に落とししたものを持ち寄って議論しませんかという話が途中からございまして、それぞれの委員さんが持ち寄って議論し、それを最終的に2案にまとめたということで、事務局から提示したのは、それが最初でございます。

○教育長 A案もB案も事務局から提示したのだ。

○学務課長 それまでの分科会の意見を踏まえてまとめたということで、事務局が提示したというかまとめた案ということです。

○教育長 だから、検討委員会でまとめてもらったのですか。最終的に事務局として出したのは、最終案だけでしょうか。

○学務課長 おっしゃるとおりで、まとめて事務局案として出させていただきました。

○教育長 もう一つ、最終案において、690人、883人ということで、この子どもたちが通うのでしょけれど、これは将来的な開発動向も含めて、あるいは人口予測も含めて、それぞれパンクするということはないということではないですか。

○学務課長 そういったご意見も検討会の中でございまして、当然、将来的な人口推計も踏まえて、これは開校時の割合ですけど、若干それぞれ余裕をもたせた形で区域をつくっておりますので、そういったことも当然将来的には受容できるという推計のもとにこういった学区域を設定したものでございます。

○教育長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

○中村委員 芝浦アイランドのケーブルタワーはどうやって芝浦小と……、橋はどこにあるのですか。渡る橋は。分かりづらいのですが。

○学務課長 南側の方は、アイランドの方には2本の道路が通っておりまして、ちょっとこの図面では見にくいのですが、もちろん、北側の方にも道路が田町の駅からずっと続いているのと、ケー

プタワーの方にも、ちょっと切れていますけれども、道路が延長上にございます。

○中村委員 芝浦小の島があるじゃないですか。ここに大回りしなくても行ける道路が、橋があるのですね。

○学務課長 はい。橋がございます。

○中村委員 それを渡って生徒は通うということが前提。

○学務課長 実際、お子さんはそこの大通りを通らないですね。運河の方、緑地みたいなものがあるのですけど、運河沿いの道路を通過して、芝浦小学校に近いところから出て、芝浦小学校に通っているお子さんが多いとは聞いております。ケープのお子さんは。ケープというか、アイランドのお子さんはですね。もちろん、大きな通りを通過して通うことも当然できますけれども。

○中村委員 私がちょっと気にしているのは、何も橋が、表示がないので。

○薩田委員 どこが橋だっけという。

○中村委員 そう。分からないので。

○学務課長 それが写っていないと分からないですよ。

○薩田委員 おかしいですよ。でも大通り、通学路をみんな指定されますから。

○中村委員 こことこっちに。じゃあ、ケープはここにあるのでしょうか。ケープはここにあるから、ここら辺から入って渡っていける。

○学務課長 ケープはここら辺で、これを渡って芝浦小に行くと。

○中村委員 ああ。ここが運河ですよ。

○学務課長 そうですね。通学路としては、この夕風橋を通過して。

○中村委員 分かりました。ここにあるのですよ。夕風橋ですよ。失礼しました。解消しました。大丈夫です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第46号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 異議がないようですので、議案第46号については原案どおり可決することに決定いたしました。

14 港区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第47号「港区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育指導課長 この資料ナンバー14、議案第45号の規則については、前回、3月10日にも上程させていただきまして、その際、山内先生の方から、センター機能について、条例施行規則の中に入れられないかというご提案を受けました。

そのことについて文書係と確認したところ、施行規則の中では機能を表現するということは大変

難しく、実際に施設の目的とかそういったところであって、もし入れるのだとしたら、条例の方であつたらうと。ただ、条例の方には、機能という表現はこれまでもせずに、実際行う事業等を書くという形でやっているのので、今回の規則に関してはこちらが適切ではないかというご助言をいただいております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○**教育長** 説明してほしいのだけれども、では、これに載らないとすると、次の手だても考えているのでしょうか。

○**教育指導課長** 次の手だてとしては、やはりセンターの広報紙等、パンフレット等に、こういった機能を付加していきますということで、区民の皆様には紹介をしていく形になると思います。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。

山内先生、よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第47号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**教育長** ご異議がないようですので、議案第47号については原案どおり可決することに決定いたしました。

15 港区立教育センター処務規程の一部改正について

○**教育長** 次に議案第48号「港区立教育センター処務規程の一部改正について」説明をお願いします。

○**教育指導課長** それでは、議案資料15、議案第48号「港区立教育センター処務規程の一部改正について」ということで、これも3月10日に上程させていただいております。その中で、教育長の方から、新旧対照表、新の8条の方ですけれども、前は9条で上がなくしていたのですが、要するに、教育長が必要と定めた諸帳簿等について残した方がいいのではないかというお話をいただいたところでございます。

現センターの職員に関しては、確かに諸帳簿を使うことはございません。過去には、都の職員の方たちがセンターに勤めていた経緯がありましたので昔はあったと。ところが、今は都の方がそういった方を区の施設に置かないということになっておりましたので、ないのですけれども、将来的に都の規定が変わった際にまた改めてやるというよりは、そういったことも含めて、この諸帳簿については残しておいても問題はないということから、今回改めて残す方向で再度提案をさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第48号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

んか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第48号については原案どおり可決することに決定いたしました。

16 港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について

○教育長 次に、議案第49号「港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について」説明をお願いします。

○教育指導課長 議案資料ナンバー16ということで、「港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について」ということでご審議をいただきたいと思います。

それでは、1枚おめくりください。科学館の魅力を広く伝えるため、プラネタリウムの一般投影を観覧できる招待券を発行したいと考えております。また、ロゴマーク原案作成者への記念品として、年間利用券、いわゆる年間パスポートの発行を考えております。想定としましては、招待券3,000枚を上限として発行できるようにしたいということです。

開設記念式典の招待者の方で、実際にお招きできなかったのも、そういった方たちにこういうものをお配りしたいとか、近隣町会の方も同じように、また、鞆絵小学校の同窓会も本当はオープンした頃にお呼びするはずだったのができなかったのも、まとまってくると非常に難しいものですから、バラバラに発行していきたいと。また、省庁関係でもお配りしたいものがある等々、こういったことで考えていますとともに、プラネタリウムの機器が不具合で上映できないということがあり得ることなので、そうした際のおわびのものとして用意しておくことによって、気持ちよくお帰りいただくというのは変な話なのですが、次回またいらしてくださいという思いをおわびを込めてお渡しできたらなということでございます。

年間利用券についても、ロゴマーク発案者については最初からお渡しする予定だったのですが、実はこのことに関しまして、港のケーブルテレビの番組が、区長も出演されているのですが、その中の視聴者プレゼントにぜひ入れたいと区長の方からのお申し出がありましたので、それを含めて、今現在11枚を考えています。ですので、もともと招待券は3,000枚、年間利用券は20枚ということで、これからさまざまな発案があったときに、ある程度ゆとりを持った数字を考えさせていただいております。有効期限は1年間ということで、令和3年3月31日までと期限を区切ってさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

○教育指導課長 この科学館開設に当たって、九段高校にも色々なご提案とかいただいたりとか、アンケートもそちらの方からいただいた上で、プラネタリウムの番組を考えたり色々なことをしています。また、六本木高校天文部も近いということで、こちらの方についてもご招待して、長く年間パスポートのご利用者になっていただきたいということも含めて、ご案内をしているところでご

ざいます。

○教育長 分かりました。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第49号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第49号については原案どおり可決することに決定いたしました。

これ以降、関連する話なのですね。それで、ちょっとここで休憩させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

○教育長 それでは、教育委員会を再開させていただきます。

17 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第50号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、教育委員会議案資料第17号、議案ナンバー50号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。大変恐縮なのですが、一番最後についております資料ナンバー17-5をご覧くださいませでしょうか。

実は、先程言いました議案50号に加えて、51号、52号。そちらと関連する議案ですので、全体の概要について、まずご説明したいと思います。今回大きくかわるものは、教育職員の業務量の適切な管理に係る法体系ということで、これについて今までもさまざまな場面でご議論いただいている、ご協議いただいているところがございますが、いわゆる給特法の改正を受け、文部科学省の方では、業務量の適正な管理に係る指針をつくるようにという指示がございます。それを受けまして、任命権者である東京都の方が、区立の小中学校の教員のものについて条例をつくってございます。港区においては幼稚園を任命しておりますので、幼稚園の教職員については、我々が条例を一定の方でつけさせていただいたところがございます。それを受けて、実際、服務監督権者である港区教育委員会としては、まずは、港区の職員である港区立幼稚園の教職員の休日、休暇等に関する条例の施行規則を定めなければならない。

合わせて、この後51号の中では出てまいりますけれども、小中学校の教員に関しても規定をしなければいけないのですが、これはかなり管理運営規則につけることとなります。後程また詳しくはご説明させていただきます。それと合わせて、議案52号にありますような、在校等時間の上限

等に関する方針を港区として定めていくと。この中の一連の一つとして、今回の資料ナンバー17番の方のお話に戻らせていただきたいと思います。

それでは戻らせていただきまして、資料ナンバー17-3、こちらの方をご覧くださいませでしょうか。先程ご説明しましたことと含めまして、実は、幼稚園教職員の年次休暇制度の改正も必要になってまいります。それと、先程申しました業務量の適切な管理に係る上限時間の設定等を行わなければならないということで、その関連で言いました、条例規則の改正を行います。

経緯については、会計年度任用職員が任用されたということですが、随分お話があったと思います。合わせて、指針を定めて上限時間をきちんとやらなければならないということも色々とお話しさせていただいておりますし、条例が定まったこともご承知のとおりだと思います。それを踏まえて、項番2の改正の内容になりますけれども、年次有給休暇の改正ということで、会計年度任用職員の創設に合わせて、そこの方たちの年次有給休暇を繰り越せるというのが、まず一つあります。今まで講師だったときには、単年度、単年度で終わっていたのですね。それが繰り越せるように変わったということが、一つ大きいことです。

合わせましてもう一つが、ここでは臨時的任用の適正化と書いてありますけれども、これは産休、育休代替の方たち。来年度からは、産休、育休以外にも、病休で欠けていると分かったときには、臨時的任用ができるようになりました。そういった方たちに付加をしていくのですが、ここから先非常に複雑で、資料の17-4というのをご覧くださいませでしょうか。

任用期間ごとに年休を付与していくのですけれども、例えば一つのモデルですけれども、任用期間Aというのは、言ってみると産休代替。産休代替のときには、最初に勤務した場合に5日間渡されます。その方が続けて育休代替になります。そうすると、さらに合わせて12日付与するのです。さらに、そこから先、任用されていくということになったときには、さらに加えて3日。ということで合わせて20日になるように、このようにずれながら与えていくと。任用された日が4月1日ではないじゃないですか。そうすると管理の仕方は、1年間ごとに20日になるようにきちんと付与していかなければならないということはこの図の中に落とし込ませていただいております。なので、幼稚園の方で、いつ、その方に年休を付与したかというのはちゃんと記録していかなければならないということ。そのことが、先程の改正の内容の1でございます。

続きまして、(2)の方に行かせていただきます。(2)の方につきましては、業務量の適切な管理ということで、条例の際にご説明したとおりのことが、ここに記載されているとおりでございます。

3番、施行日ということで、施行日は令和2年4月1日ということで、今日ぜひご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。参考としまして、つけている条例の関連する文についてもおつけしてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第50号について原案どおり可決することにご異議ございませ

んか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第50号については原案どおり可決することに決定いたしました。

18 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第51号「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では、資料ナンバー18、議案番号51番になります。「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」ということで、説明は18-3番、一番最後についていますところをご覧くださいでしょうか。

実は、こちらにつきましては、栄養教諭という者がこれまでもおりましたけれども、栄養教諭についても実は上位職の主任教諭というのと、さらに主幹教諭ということをつくっていくことになってございます。その改正を受けまして、まず一つ目としては、適正に管理運営規則の方を改正しなければならない。合わせまして、先程説明させていただきました在校等時間の上限。これについても、先程申しましたように、都職である区立小・中学校の教員について定めていくこととなります。

では、2番の改正内容についてご確認いただきたいと思っております。栄養教諭の上位職として、主幹教諭(栄養)の設置ということで規則を設けます。また、主任栄養教諭の設置に関する規定を設けますということと、学校教育法に合わせた文章に、条例というか規則について合わせていきたいと思っております。そこにつきましては、資料をつけております18-2、新旧対照表になってございます。新旧対照表の改正案の方が、上にあります第6条の4のところですが、下にあります6条の4、旧の方では、現行の方では、栄養教諭については、食に関する指導及び学校給食の管理をつかさどると書いてあるのですが、これを学校教育法の文章にあります、栄養の指導及び管理をつかさどるという表現に変えさせていただきます。もともと逐条の説明文に書いてあった食に関する指導及び学校給食の管理ということで港区では載せていたのですが、これはやはり法令に合わせた方がすっきりするだろうということも含めて、そういった文があるということに変えさせていただきます。と思っております。

続きまして、戻りまして、先程の資料の(2)です。業務量の適切な管理等に関する改正ということで、これについては、これまでもご審議いただいたり、ご議論いただいた中の上限の時間についてということで、これらについては、先程言った新旧対照表に盛り込ませていただいております。そして、これらにつきましては、3番にありますとおり施行日が、令和2年4月1日ということになってございます。

その他のところで書かせていただいているのですが、本規則の改正のうち、業務量適管理等に係る改正については、令和2年度東京都の議会の第1回定例会において、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正で可決された場合に確定するというので、今、あちらも議

会中でございますので、ちょっと条件付きなのですが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

これ、議会はいつ。

○教育指導課長 今日です。今やっている最中ということですよ。

○教育長 まだ可決されていないの。

○教育指導課長 まだ情報は入っていないです。そろそろ終わるところだと思うのですけれども。

○教育長 この「その他」のところの扱って、意味が分からないんだよね。それが可決したら確定するということでしょう。

○教育指導課長 一応、東京都の都議会の審議は終わっているはずなのですが、最終的にそれを発表する段が、要するに「これが決まったよ」と発表されていない状態ですので、中身としては可決されているはずなのですが、それが公表されていないというのが今の実態でございまして、この議会が終わると公表されるので、その時点をもって有効と捉えているところでございます。

○教育長 要は法的な扱いとして、条例が通らなければ、これ自体は存在しない訳でしょう。その一部はいいのかもしれないですけれども。

○教育指導課長 そうなったら業務上適正のところだけちょっとひっかかりがあるのですが、通らなかったという話は聞こえてきていないので、通っているのだけれども発表できないという状態だと我々は捉えているところでございます。

○教育長 通っていないよね。本会議でまだ可決されていないでしょう。

○教育指導課長 もう審議は終わって。手続が終わっていないだけで、審議はしたのですね。

○教育長 審議はしたの。それは、委員会で審議したということ。

○教育指導課長 そうです。委員会審議は終わったということですよ。

○教育長 本会議ではまだ可決されていないじゃないですか。

○教育指導課長 委員会審議の中では、特段問題なく通ったというところで、本会議で最終的な決定をされるまで、これが決定されましたとは発表されませんので、そこを含んでの今の状況であるということだけ、ここの中でお伝えしていると。

○教育長 そうすると、この教育委員会での扱いはどうなるの。

○教育指導課長 それが、できれば審議が終わって出ていればと思ったのですが、ちょっと微妙なところなので。これは、その場合は後に回していただいて、確認した時点で議決していただくのが一番すっきりするとは思いますが。

○教育長 うちの教育委員会終わっちゃったら。

○教育指導課長 それは、持ち回り審議でお願いするしかないのかなと思っているところなのですが、ただ、ご議論だけは今いただかないとですね。

○教育長 分かりました。そういうことね。要するに採決しないということによろしいですね。

それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。よろしいですか。

- 中村委員 この改正案の第6条の2の6号と7号と、どう違うの。
- 教育指導課長 新旧対照表の。
- 中村委員 もともとから主幹教諭を置くことができるという話ですよ。主幹。
- 教育指導課長 6号は、主幹養護教諭ですね。
- 中村委員 6号は、主幹養護教諭。
- 教育指導課長 6号の（略）の前の下のところ、旧の方、現行の方ですよ。
- 中村委員 現行の方。
- 教育指導課長 主任教諭及び主任養護教諭で、ここのところで第6条の5の中には、元から主幹養護教諭があったので、ここは省略しているのを見えないのですけれども、それで、2のところが主幹養護教諭の内容が書かれてあって、上にあります新しい新規の方には、3のところには主幹のところじゃなくて、主任栄養教諭を置くことができるというところで、つけ加えているということになります。要するに、主任教諭「等」なので。逐条文があれば一番いいのですけれど。
- 教育長 こっちだと主幹養護教諭の話で、こっちは主幹の栄養教諭の話になっている。
- 中村委員 主幹教諭しか書いていないのだけれど。
- 教育長 養護か栄養かが違うという。
- 教育指導課長 6条の2の6号と7号ですよ。6条の2の6号は、これは養護教諭の主幹のことが。
- 中村委員 生徒の養護をつかさどる主幹。
- 教育指導課長 養護をつかさどる主幹教諭を置くことができるというのは、養護主幹教諭です。
今回のものは、新たに入ったのが、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹養護教員なので、7番は主幹栄養教諭ということになります。
主幹栄養教諭。
- 中村委員 だから、養護教諭のところは変わっていないということですか。
- 教育指導課長 変わっていませんね。
- 中村委員 で、栄養教諭でしたっけ。
- 教育指導課長 そうです。主幹が置かれるということです。
- 中村委員 主幹が置かれると。あくまでも「できる」だから、置かなくてもいいということですか。
- 教育指導課長 そうです。
- 中村委員 そういうことですよ。置かなければいけないということではない。
- 教育指導課長 置くことができるので、ちょっと話がずれますけれども、学校に主幹を2名置くこと、小学校は置くじゃないですか。当然、生活指導とかいう教員系の教務主幹とか、生活指導主幹がいますよね。それにかわって養護教諭が生活指導を担当しながらやる場合もあって、さらに栄養教諭の中でも、すごく管理能力にすぐれた者が主幹になって、そこに入ってくる可能性がある。ただ、話題になるのは、うちの学校が養護主幹と栄養主幹で主幹教員が2人やったらきついですよね、

という話は話題になっていますが、それは任用の問題で、配置の問題なので、そういった心配はとりあえずありませんよというところは、学校の方にも話をしています。

○中村委員 だから、両者が兼任することはあり得る訳ですよ。それはないのですか。

○教育指導課長 それはないですね。養護教諭が栄養教諭の免許を持っている人っていないので。今のところで。

○中村委員 いないの。なるほど。そういう意味ですね。分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、議案第51号については、採決の方は保留にさせていただきます。

19 港区立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について

○教育長 次に、議案第52号「港区立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料ナンバー19、議案52号「港区立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について」ということで、1枚おめくりいただけますでしょうか。

そこにありますように、審議内容としましては、港区立幼稚園及び小中学校における教職員の業務量の適正な管理を行うために、港区立職員の在校等時間の上限に関する方針、教育委員会としての方針を策定いたします。

背景については、これまでも随分お話しさせていただきましたので省略させていただきます、方針の内容について、確認をさせていただきたいと思います。

2番(1)方針の対象者ということで、これは港区立学校、つまり幼稚園及び小中学校の教員を対象としております。

それから、在校等時間の上限時間です。これについては、在校時間の考え方については、趣旨の部分、本体の(案)についているものをちょっとおめくりいただけますでしょうか。その3ですね。

方針となる勤務時間の考え方ということで、港区立学校における考え方につきましては、こちらにつきましては、いわゆる「超勤4項目」以外の時間のためについて定める時間、在校等時間として、勤務時間管理を対象としますということです。在校等時間というのは、いわゆる在校時間、つまり休憩時間ですとか勤務時間外に自発的に行う自己研鑽等の時間は在校時間には含めませんよ、ということです。

職務として行う研修並びに幼児・児童・生徒等の引率、これは校外に出ている時も含めて、それは在校時間と含めます。要するに学校にいらなくても在校時間として含めます。並びにこれから入れます、例えば育児時間とか介護の時間をとられていて、帰って、今日は早く帰りますけれども、自宅で仕事をしますよというときには、学校の方に届け出をして、いわゆるテレワークに近いような、我々はリモートワークと呼んでいるのですけれども、そういったことをできるような時間は、一定の時間はやります。ただし細かいところについては、Q&Aとかでやらないと難しいようなので、

この方針の中には盛り込まずに、改めてQ&Aについては発行していきたいと思っているところがございます。

それから、上限時間の原則についてはこれまでもお話ししているとおり、月に45時間、1年については360時間。特例的な扱いについては月に100時間、年について720時間。細かいところですが、連続した月等の規定がそこに書かれているところがございます。一月当たりの平均時間が80時間を超えないようにというようなこと、それから、エにもありますように、1年の一月において、所定の勤務時間以外において45時間を超えて行う月数が6月、6か月を超えないようにということです。

4番、在校等時間の把握につきましては、これについては、庶務事務システムというのを入れて、今も打刻というのをやっております。一番重要なことは、これが虚偽の申請にならないようにということです。学校の中で、きちんと意識をしてもらって正確にやっていくということが、まず我々のところで大事だなと思っています。これはやはり公務災害等が生じた場合に、重要な記録となることも踏まえて、適正に管理をしていくことにしたいと思っております。

5番です。労働法制の遵守及び教育職員の健康管理等ということで、ア・イ・ウ・エ・オと書かれているようなことを教育長室長の方の今の業務になっておりますけれども、そちらで準備しているものと合わせて、こちらは管理していくこととなります。来年度からその所管業務は教育人事企画課長になるので、一元化される形になります。

それから、働き方改革の推進ということで、これについては、これまでも進めておりますけれども、より一層、来年度も学校教育推進計画の中に盛り込みながら、働き方改革が進むように、我々の方は順次進めていきたいと考えているところがございます。

これで説明は一通りとなります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

○中村委員 これは、現実はどうやっているかだけ教えてもらいたいのですが、在校等時間の把握というところなのですが、校外、例えば修学旅行に行く、旅行に行くとか、夏季学園に行くとかした場合の教職員の時間というのは、どんな把握の仕方をしていきますか。

○教育指導課長 修学旅行ですと、例えば東京駅に集合するとか品川駅に集合するとかしますよね。要するに、そこの集合時間から教員の勤務時間。集合というのは、子どもの集合ではないですよ。職員の集合時間から勤務時間としてスタートします。そこからは必ず校長か副校長が引率についておりますので、ずっと連続して働いていますよね。基本的には、夜10時以降は、教員は寝させなければいけないことになっていますので、睡眠時間が起床時間まで何時間以上確保というのがあります。それは勤務時間から除外しながら、ずっと測定して、その中で例えば歯磨きとかそういう一般的な生活時間も除いた時間が勤務時間になります。

その代休としては、まず疲労が蓄積してはならないので、代休日が必ず1日はとれます。そのほかについて、細かなオーバーしている時間については、現状としては分散した形で、今日は例えば

1時間目2時間目は私がいなくてもいい授業だから休ませてもらいます。今日は放課後、仕事が早く終わるので早く帰りますというのをやりながら、一定の期間の中で時間を今は消化するようにしているところでございます。

○中村委員 では、例えば修学旅行が3日外に出ていたとすると、子どもたちが寝る時間までは、一応勤務時間として扱っているのですか。そういうことですか。

○教育指導課長 そうです。

○中村委員 集合して、翌日の朝は、子どもたちが起きたら勤務時間開始。

○教育指導課長 起床時間がありますね。

○中村委員 起きたら、勤務時間が開始という感じですか。

○教育指導課長 そうです。そこも一応、教員が起きる時間も設定していますので。

○中村委員 起きたら、もう勤務時間になっている。

○教育指導課長 なっています。

○中村委員 それを実際にシステムに入れるのは、誰が入れるのですか。

○教育指導課長 そこだけはシステムに入れられないので、もうずっと長期出張なので、管外出張なので、出張として記録されています、何月何日からと。そのうち、細かな時間は、管理職の方できちんとその中に別途の記録をつけることになっています。今でもずっとつけております。

○中村委員 では、それは個々の教員が入れる訳じゃないのですね。

○教育指導課長 ではないです。

○中村委員 それは管理職が。

○教育指導課長 基本的な前提として、こういう時間になりますよと命じて、要するに、「何時から何時までがここまでがずっと引率ですね、その時間がこうなりますよ」というのを示して、「ここに代休の日は設定できますね。ここで、残りの時間については、申し訳ないけれども、ここでいついつまでに消化して、消化するときにはちゃんと伝えてください」ということで把握をしていると。

○中村委員 それは管理職の方が、個々の教員に指導をしているということですか。

○教育指導課長 はい。副校長が全部管理をしています。「今日これで帰ります」ということを言って、「では2時間とれるね。」と言って、とって行って、その勤務したものを相殺する形を今はとっているということです。

下手すると、突発的にとれなくなってしまうということが起こって、それが今、割と話題となっているところでございますので、基本的に1日の代休は何とかなるのですけれども、ほかの細かい時間がとり切れなかったという人が、たまに出ることがあるというのが実態です。正直申し上げます。

○中村委員 あと、部活動の指導とか対外試合で、土日試合等に行った場合にも同じような発想ですか。

○教育指導課長 そうですね。土曜日の出張等で引率として出張届を出します。ただ、教員は特殊勤務ということで、勤務時間に今は入れずに、そこを振りかえをしないで、手当を1日1、500

円くらいですか。

○中村委員 1日1,500円ですか。すごいですね。

○教育指導課長 ということろで、今はなっているのですね。

○中村委員 今はそうやっているのですか。分かりました。

○教育指導課長 それが、やはり大きな問題ですね。

○中村委員 それは勤務時間に入れないのですか。

○教育指導課長 入っていないですね。ただ、今そこで入れてなくて、きちんと部活動指導員という別の制度の中で変えていこうというのが、今の大きな国の動きなので。

もちろん自分は顧問ではなくて、かわりに引率しなければいけないという場面が起こりますよね。例えば……がいたとか。そういうときには、校長が勤務をお願いして、代休をとるようであれば、代休とやっている場合もあります。

ただ、代休がとれるかどうかというのは、学校の状態です。そこが、今非常に校長たち、副校長たちが苦労をしながら、何とか健康で頑張って引率してくれる教員がいるのありがたいというのが実態です。

○中村委員 平日に、例えば都の大会とかあるではないですか。そこに引率しているではないですか。そういう場合も同じなのですか。

○教育指導課長 それは、出張ですね。平日の勤務の日であれば出張です。

○中村委員 平日だと勤務、労働時間に入るのね。何か土日の大会とかだと。

○教育指導課長 そこが入らないのです。

○中村委員 そこが、平日とは全然異なる取扱いをしている。

○教育指導課長 「特殊勤務」という名のもとに頑張っているところです。

○中村委員 なるほど。だから、そこら辺もちょっときれいにしないとやばいですよね。

○教育指導課長 そこは、ちゃんとその人が働いた時間として、きちんと掌握していかないといけないというのが、これからの流れだと思います。

○中村委員 実際、どれぐらい土日引率で拘束されたかという時間は、管理職は把握はしているのですか。

○教育指導課長 大体分かっております。それは、引率をしていますから、届け出を書きますので。

○中村委員 それで一応時間は把握していると。

○教育指導課長 大体把握しております。ただ、部活動の場合、お互いに競技の審判とかやらないといけない訳ですよ。そうしますと、子どもたちが勝っているうちは引率なのです。負けた途端から大会の運営なので、単なるボランティアになります。私も随分審判をしに行って、「笛吹き童子」と呼ばれていますから。

○中村委員 笛吹き童子。なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○田谷委員 今の修学旅行等の引率による時間の問題なのですけれども、中学校の先生は専科担任制でいいかもしれないけれど、小学校の先生は難しいのではないですか。そういう時間のとり方は。

1・2時間目が、授業がないからというようなことは、小学校は難しいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育指導課長 例えば、月曜日の1・2時間目が図工専科という時間とか、図工、音楽と続けると、時間がとれるので、そこをどうするのかというのが、学校の規模とそこの教務主任や副校長がうまく全体を調整できるかどうかで、大分影響があるとご理解いただきながら。やりたくてもやれないような場合がある。

ただし港区においては、専科でも音楽専科以外にも港区の音楽講師というのがいて、色々な学年で使っていますよね。そういうところをやると、ほかの区よりはとりやすい状況には入っています。

○田谷委員 色々、1か月についてとか1年についてとかありますけれども、これを超えた場合はどうになってしまうのですか。

○教育指導課長 今のところ罰則規定はないというところです。

○田谷委員 一応、目標。

○教育指導課長 はい。やはりそれは、訴えがあった時には、改善するように、何らか教育委員会と校長の間で協議をしなければならないというのが、今回の趣旨でございますので。

○田谷委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 この方針をここで定めて、それを周知するというときに、今のこの方針の文章だけですと、例えば、趣旨のところを見ても分かるように、省庁の名前と色々な条文の何号という表現が続いていて、現場の先生たちからすると、なかなか分かりにくい、読みにくい感じですよ。

ですから、最終的には、やはり現場の先生たちが一目で見て、趣旨とその時間の目安とそれが分かるようなものをつくって、それを周知するという必要があると思うのです。それをして、実際に定着させていくことが大事であろうと思いますけれども。その点は、今後きっとお考えだと思いますが、いかがでしょうか。

○教育指導課長 趣旨のところは、大変恐縮なのですけれども、定型の文章でつくってしまっております。一番大事なところは、2番以降のところをやはり教員の方に周知しなければならないということと、この在校等時間の方針を守っていくのは、管理職である校長の務めということでございますから、校長の方から、その趣旨についてはピックアップしてお話いただけるような、別途の「教職員の皆様へ」という文章を我々の方で考えて、校長が伝えられるような文章をつくって、こういう方針で行かせていただきますというようなことは周知を図っていくということとともに、やはり働き方改革の計画の中で、さまざまな来年度の改訂の中でご意見をいただきながら、実効性の高いものをつくることによって、教員の意識を変えながら、また、それぞれのモデル校なんかをやっている実践を踏まえて、各学校でできるものを精査していくことによって、実効性の高い方針となるように努めていきたいと思っております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

簡単などころから。方針の1ページ目の1の趣旨の上から7行目の最初の方、「教育委員会」と

というのが「教育員会」になっている。

○教育指導課長 大変失礼しました。

○教育長 それから、さっき議案第17号のときの、説明資料で17の5なのですが、その法体系が載っているじゃないですか。これは、先程ちょっと採決保留にした港区立学校の管理運営に関する規則等、それから港区幼稚園教職員の勤務時間、休日勤務等に関する条例施行規則。これを受けてですよ。

それで、これは確認なのですが、学校の管理運営に関する規則の方は、さっきの第51号なのですが、第23条の2の第3項のこの規定を受けて、この上限等に関する方針が定まっているという理解ですか。

○教育指導課長 前2項に定めるものほか、教育職員の業務の適正な管理、その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定めるということで、定めたものがこの方針と。

○教育長 そういうことですよ。分かりました。

そうすると、前段になっている、今読んでもらった管理運営に関する規則は保留になったので、これももちろん保留になるということですよ。

○教育指導課長 済みません。では、後程、都教委のものが確認できた段階で、またお知らせしたいと思います。

○教育長 これについて、ご意見ご質問、ほかに何かありますか。

よろしいですか。

それでは、議案第52号については保留とさせていただきます。

20 港区会計年度任用講師の任用等に関する規則について

○教育長 次に議案第53号「港区会計年度任用講師の任用等に関する規則について」説明をお願いいたします。

○教育指導課長 こちらの方も資料ナンバー20、21、22、つまり議案の53、54、55が全て関連するものでございます。つきましては、資料ナンバー20の一番最後のページについていますところの「会計年度任用職員制度に係る条例・規則の体系」というところで、少し全体像をまたお話をさせていただきながら、確認してまいりたいと思います。

会計年度任用職員につきましては、これまでもずっと議論をしていますので、改めて置かれた訳なのですが、その中で教育職員の者については、分かりやすく会計の任用講師というように呼ばせていただくようにこちらを規定させていただいております。

関連起案ですが、任用に関する規定は、先程の資料ナンバー20のもので、会計の任用講師の任用に係る規則をまずは定めなければならない。要するにこれは教育委員会で任用するので、定めなければならないとあります。それから、勤務時間に関しては、会計年度任用職員の講師は1種類ですから、もともと区の勤務時間条例があったりですか、それから休日、休暇等に関する

る条例の施行規則があったりですとか、勤務時間、休日、休暇等に関する規則というのがございます。それと同じようにあわせて教育職員としての会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則については教育委員会で定めなければならないということになっております。

また、別途、港区の教職員については、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例があり、裏面に行きますけれども、給与に関する項目としては、港区の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例があり、また条例施行規則がある訳です。また会計年度任用講師についても、給与及び費用弁償に関する規則を教育委員会の中で定めなければならないということになっております。参考としては、条例の図表がそこにつけてございます。

では、本体の資料の方に戻りまして、資料ナンバー20-2のところをご覧くださいませでしょうか。

経緯については、これまでもご説明しておりますので省略させていただきます。

対象者です。これは確認です。会計年度の任用職員であって、教育公務員特例法第2条第1項に規定する教育公務員である区立幼稚園、小学校・中学校の講師を言いまして、それを「会計年度任用講師」と呼ぶことにします。

規定の概要です。制定する規則については、港区会計年度任用講師の任用等に関する規則を定めます。その概要としましては任用ということで、その職に必要とされる職務遂行能力を有する者から選考により教育委員会が任用する。選考を経るということがまず大事でございます。

それから、募集に関してです。公募によるものとします。ただし、いずれかに該当する場合、公募によらないことができるということで、事情により公募により難しいと教育委員会が認める場合ですとか、前年度と同一の業務、同一職務内容と思える職への任用の対象を選考する場合においては、能力の実証を認めることができると教育委員会が認めた場合。つまり、何度かそういうことができるのですけれども。そして次です。4回を限度として、以下の要件を満たす者に限り認めると。能力の実証の結果が良好、勤務等の日数が勤務日数の二分の一に達していないとか、前年度の会計年度において懲戒処分を受けていないということです。そういったものを含めて、これを任用の規則と定めたいと考えております。

条文につきましては、最初のところにありますとおりということで、第1条から第5条、そして附則までを定めさせていただいております。さらには、これに関する別表をつけさせているところがございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問ご意見をお願いいたします。

資料の20-2の3番目の(2)に概要が書いてあるのですけれども、その任用の募集のところ、「事情により公募により難しいと教育委員会が認めるもの」というのは、例えばどんな場合ですか。

○**教育指導課長** 実際公募して、集まってこないケースがあるのが、EST（イングリッシュ・サポート・ティーチャー）というところです。今年度はたまたま公募でたくさん集まってくださって、我々もちょっとお願いしていたところからも応募があったというところです。それがなくなるときに、

どうしてもこちらからお願いするという場面が実際にありましたというところしか、今はお答えできない状況でございます。

○教育長 それと、裏面2ページ目に行って一番上ですけれども、「前年度と同一職務内容と認められる職への任用の選考——」とずっと書いてあるではないですか。この場合は、公募によらないことができるのですよね。

○教育指導課長 はい。

○教育長 その次の段の「任用（公募によらない再度の任用）」に書いてありますよね。これと「4回を限度とし」云々というのと、上の「前年度と同一」というのは、これはどういうふうに考えるのでしょうか。

○教育指導課長 下の方は、港区内で採用していた場合に、次々と4回再任用できるということで、例えば上の場合は、例えば中央区の講師だったという実績があつて、分かっている方をうちが採用するというようなこととか、そういったことを含んでおります。

○教育長 分かりました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第53号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようでございますので、議案第53号については原案どおり可決することに決定いたしました。

21 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則について

○教育長 次に、議案第54号「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、これも少し分厚い条文がついているのですけれども、その一番最後の方についております21-2の資料をご用意いただけますでしょうか。そちらの方でご説明を申し上げます。

「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則について」ということで、この制度を創設するに当たっては、その規則を制定しなければならなくなります。背景・経緯については省略させていただきます。

対象者については確認ですけれども、先程申し上げたとおりの教育公務員ということになりますので。それで、規則の概要です。概要の3の(2)をご覧ください。1週間の正規の勤務時間についていうことで、フルタイム講師の1週間の勤務時間については、休憩時間を除き週4時間を超えない期間につき1週当たり38時間45分とする。普通の常勤者と同じ時間ということになります。

それからパートタイムについては、1週間の正規の勤務時間のうち、それにつきましては、休憩時間を除き、4週を超えない週につきであり、1週当たり38時間45分に満たない時間とすると

なります。正規の勤務時間の割振りについては、1日については7時間45分を超えない範囲で割り振ることとするということです。

振替です。割り振られた勤務時間を、任用期間の範囲の中で、1時間を単位として振りかえることができます。学校においては時間割の変更ですとか色々なことがあるので、この時間は例えば別の行事になったので、この週のここにやりますよということをフレキシブルにやらなければならないので、そういった規則を入れているものです。これは、東京都の今までの講師も同じでございます。今までの港区でも、同じようにやっています。

週休日については、記載のとおりです。休憩時間については、やはりこれも法令のとおりとなっております。それから休日についてということで、以下の日を休日とするということで、これも法令のとおりでございます。

休暇でございます。ここが分かりづらいのですけれども、ほとんど、我々普通の教員と同じ休暇なのですけれども、ないものが、前にもお話ししたことがありますけれども、リフレッシュ休暇とボランティア休暇だけが、こちらの方たちにはついていないというところがございます。

ざっくりでございますが、説明は以上になります。施行日は令和2年4月1日ということで、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第54号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第54号については原案どおり可決することに決定いたしました。

22 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則について

○教育長 次に、議案第55号「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では、資料ナンバー22、議案の55号でございます。これについては先程の関連ということで、お話をしているところでございますが、資料おめくりいただいて、22-2をお開けいただけますでしょうか。これにつきましては、算定の条例の方で定めさせていただいているところに関連するところでございますが、これは経緯、対象者についてはこれまでと同じでございます。

規則の概要です。まず、概要の3の(2)に書いてございますけれども、給料、報酬額の告示ということで、これについては記載のとおり、その額を告示しなければならないということです。それから、採用または再度の任用における経歴加算ということで、これについては、必ず経歴を加算していくような定めとなっております。

次です。フルタイム講師及びパートタイム講師の報酬を定める場合ということで、15日にその

支払いをするということで、なっております。それから、給与の減額免除ということで、これは普通の教員と同じ規則が、きちんと定められているところでございます。

それから超過勤務手当及び超過勤務手当に関する報酬の支払い割合。これについても、我々の法令どおりのものをきちんとつけてございます。休日給及び休日給に相当する報酬の支払い額とか、それから期末手当についても細かなことですが書かせていただいて、その額について、例えば、任用が通算して6か月に満たない講師については、支払い対象外となるか、そういったところも、これまでどおりのものが準用されます。それから、期末手当の支給日についても、これまでと変化なく、全部改めた条文として定めていくこととなります。以下も同じでございます。

施行日は、令和2年4月1日ということになります。報酬額の告示につきましては、規則の第4条に基づき、別紙のとおり令和2年4月1日で告示いたしますということで、そこについては、資料2-1の続きのところに、予定されているものはつけてございます。

粗々で非常に簡潔簡単でございますが、説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

3ページ目の地域手当に相当する報酬の支給額。地域手当を支給する場合がありますか。

○教育指導課長 地域相当分が含まれているということになっております。

○教育長 それはどういうケース。

○教育指導課長 全員がついているということです。

○教育長 地域手当って、遠隔地云々ではないんだ。東京都ということ。

○教育指導課長 我々もみんながついていることです。

○教育長 あとその下の、通勤に係る費用弁償の勤務形態を考慮してというのは、これはどういう理解をしておけばいいですか。

○教育指導課長 これが非常に、勤務形態というのは、例えば、A学校に午前中行って、B学校に午後行ってとか、そういった形態が個別に違うものですから、その定め方は複雑なので「教育委員会が別に定める」と表現させていただいているところでございます。

○教育長 そうすると、教育委員会が別に定めるだから、それはここで定めるということ。

○教育指導課長 事務局というところで、委任事項の中に入ってくる。事案先決ってどうなっているっけ。今日のあれでやったはずですが。教育長が定める。

○教育長 教育委員会。

○教育指導課長 教育長。事案先決で教育長になっている。事案先決に入っていない。では、ちょっとこれは確認をさせていただいて、後ほど。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第55号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第55号については原案どおり可決することに決定いたしました。

23 港区立学校等に勤務する講師に関する規則を廃止する規則について

○教育長 次に、議案第56号「港区立学校等に勤務する講師に関する規則を廃止する規則について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、議案資料の23番、議案のナンバー56番「港区立学校等に勤務する講師に関する規則を廃止する規則について」ということで、23-2をご覧ください。

これまでご議論していただきました会計年度任用職員に講師が全てなります関係で、全ての規則の廃止をすることになります。ただし、規則廃止に当たっての措置として、附則の第2項につけさせていただいてございますのが、令和2年3月31日まで勤務する報酬支払いがその後も続くものですから、効力については有効だと定めておかないとならないので、2番の規則廃止に当たっての措置というところで、記載させていただきます。

これにつきましても、令和2年4月1日が施行日ということでございますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第56号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第56号については原案どおり可決することに決定いたしました。

24 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第57号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では、資料ナンバー24、議案第57号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」ということでおめくりいただきまして、24-3をご覧くださいませでしょうか。会計年度任用職員が定められた関係で、こちらのいわゆる職免に関する事務取扱規程の一部を改正させていただきます。

経緯については、これまでと同じでございますので省略させていただき、改正の内容です。規程の対象となる職員の変更をしなければなりません。まずは、第2条のところで、東京都が任用する会計年度任用職員を対象としますということで、これまでは、つばさ教室等にいらっしゃいます退職をされた方たちです。一般非常勤として、日勤講師として働いていらっしゃいました。それとともに、特別支援教室の専門員がいたのですが、それらに加えて、東京都の時間講師も会計年度任用

職員となりますので、それが対象の中に入ります。あわせて、港区が任用する会計年度任用講師についても対象となりますということで、これらに関するものを新旧対照表で資料24-2及び規定の条文をつけてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第57号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第57号については原案どおり可決することに決定いたしました。

25 学校職員の服務取扱規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第58号「学校職員の服務取扱規程の一部改正について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは資料25、議案第58号「学校職員の服務取扱規程の一部改正について」ご説明を申し上げます。こちらもおめくりいただきまして、資料25-3、一番最後についております3をご覧くださいませでしょうか。これらについても、これまでの提案と同じように、会計年度任用職員制度が入ったことによって、改正が行われるものでございます。

項番1の背景については、また省略させていただきます。2の改正の内容です。また規程の対象となる職員の変更をいたします。これは先程ご説明したとおり、都の会計年度任用職員と港区の会計年度任用講師の2種類の者がなります。

(2)です。旧姓使用の対象となる職員の変更ということで、都の会計年度任用職員を対象とします。幼稚園等の会計年度任用講師については、区長部局が定める規定の対象となるというもので、こちらには入りません。

(3)です。職員証に関する規定です。第5条になります。これは、東京都の会計年度任用職員及び会計年度任用講師、つまり、都も区も対象となります。

裏面です。出勤簿記録の変更でございます。これにつきましては、アに記載していますように、都の会計年度任用職員を出勤簿適用職員とします。区の者については、「会計年度任用講師については、別途定めます」とさせていただいているのは、現在は紙でやっているのですけれども、これからシステムの中に入れることを今、検討してございますので、これから個別に教育長決裁の中で、やらせていただくこととなります。会計年度任用講師が定める出勤簿の様式については、現在使うものについては、その別添のとおりでつけてございますので、ご確認いただければと思うところでございます。

それから(5)です。年次有給休暇等の請求に係る様式についての変更ということで、これについても、区のものど都のものがアとイですけれども、定めさせていただいております。その資料に

については、添付してございますので、ご確認いただきたい。

これについても、施行日が令和2年4月1日でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第58号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第58号については原案どおり可決することに決定いたしました。

26 学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第59号「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料26、議案第59号「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について」ということをご説明をいたします。資料はおめくりいただきまして、26-3をご覧くださいませでしょうか。

そちらをまず言いますと、また会計年度任用職員が始まることによって、出勤簿の記録や出勤簿の整理規程の一部改正を行うこととなります。背景については、これまでと同じでございます。

改正内容です。(1) 週休日の変更、それから、勤務を割り振らない日ということで、第54号ですけれども、これについては、都の講師を加えるために改正が必要となります。加えて(2)です。育児参加休暇、ボランティア休暇。これは、常勤職員のみを対象とするため、変更となります。それから子の看護休暇、(3)ですけれども、これは会計年度任用講師の対象となります。

詳細についてなのですが、別紙でついているものがございます。こちらの方に、細かく、例えば先程言いました6のところ週休日の変更というものがございます。これについては、横の傍線が書いてありますけれども、26-2の資料のところです。都の会計年度任用職員が、ここに対象になりますよとか、そういった傍線で、どこが対象になっているかというのを、細かくこのように規定させていただいております。一つ一つ読み上げると大変難しくなってくるのと、あともう一つが、その条文の中の22と23がでございます。

22は、ちょっと今ここでは省略されているのですが、都の職員は「子どもの看護休暇」という名前で、区の職員が「子の看護休暇」と、同じ制度なのに名前が違うというのがございます。これについては、23だけしか載っていませんが、そういったものも、例えば区職と都職で呼び名が違うものがございます。そういったものをあわせて、全部整理したものを学校に、これから決定次第、周知していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。施行日は4月1日でございますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

これ、資料26-2を今説明してくれたのだけれども、こう並べると「ん？」と思うのだけれども、6号の括弧書きで「県費負担教職員」。これは一般的に言われるではないですか。

こちらは、さらに括弧があって「都費」になりますね、「都費会計年度職員」。これ何で、県費会計年度任用職員ではないのか。

○教育指導課長 それは都の制度としての会計年度任用職員制度ですので、「都費」と書いてしまっていると思いますけれども。

○教育長 そうしたら、上は「都費負担教職員」でいいではないですか。

○教育指導課長 あれは、国の法令の名前で「県費負担教職員」という名称で、法令上なっているのです。

○教育長 だからこちらは、県費会計年度任用職員ではないではないの。

○教育指導課長 そっち側。

○教育長 何で、県と都と分けなければいけないの。

○教育指導課長 これ、都がつくっている会計年度任用制度の職員なので、「都費会計年度任用職員」という表記にしていると思います。

○教育長 そうすると、例えば、埼玉県は別称している。

○教育指導課長 そうです、県費になりますね。そうすると。

○教育長 県費だと、細かい話だけど、県費にってしまうと、どこの県だってそうではないの。

○教育指導課長 そうなってしまうます。

なので、多分埼玉県の中では、埼玉県費という扱いをしているのだと思いますけれども、確認はしていないのですが。

○教育長 要は、「県費負担教職員」という言葉自体は、我々の中では普通に使っているのだけど、一般区民にとっては分からないよね。

○教育指導課長 確かにそうです。

○教育長 逆に、「都費負担教職員」の方が分かりやすいよね。

○教育指導課長 この条文については、要するに専門家である、法律の専門家である行政職と学校の職員しか出していませんので、区民の中でここまで読む方がいらっしゃるかどうか、ちょっと分かりません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第59号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第59号については原案どおり可決することに決定いたしました。

27 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第60号「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」説明をお願いします。

○教育指導課長 資料ナンバー27になります。議案第60号「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」ということで、資料ナンバーがまたおめくりいただいて27-3になります。そちらの方になります。

審議の内容については、やはりこれも、会計年度任用職員制度が変わった関係で、改正しなければならないことになります。背景についても、これまでとほぼ同じでございます。ただ、違うところは、会計年度任用職員のうち、中段ですね。地方公務員にありますとおり、同法第38条に規定する「営利企業への従事等の制限」の対象とならないことからというところで、一部のものが、こういった対象にならない方がいるところが、ちょっとこれまでと違うところがございます。

では、改正の内容です。規程の対象となる職員の変更ということで、都費につきましては、これは、パートタイムの会計年度任用職員となるため、当該の規程から外されます。それから、兼業の許可対象に関する規程のものについては、こちらについては、都の一般非常勤職員を当規程の対象から外すため、その許可権者に関する規程が要らなくなってしまったので、4条については外せます。その他の規程の整備ということで、条例名の誤りをということで、2条ということになります。

続いては、条文の新旧対照表をご覧ください、資料の27-2になりますけれども、上が新です。下が現行です。済みません、これ抜けてしまっておりました。大変失礼いたしました。その1条のところの文章が、実は「港区幼稚園教育職員」と書いておりますけれども、下は港区が抜けていたのですね。これを改めて、正誤表ということで、修正をさせていただいております。

それから、先程言いました2条の3については、都のものは関係なくなるので外すといったことが新旧対照表で示しているところがございます。説明は以上でございます。こちらについても、施行日が4月1日になります。それでは、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第60号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第60号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 寄付の受領について

○教育長 次に日程第2、教育長報告事項に入ります。「寄付の受領について」説明をお願いします

す。

○教育長室長 では、報告資料ナンバー1、「寄付の受領について」報告をさせていただきます。令和元年度の幼稚園の終了記念、中学校の周年記念として、以下のとおり申し出がありまして、受領いたしましたので、報告をいたします。

まず1番、終了記念寄付について、全部で8件ございました。全部幼稚園の終了記念寄付でございます。2番、周年記念寄付について、2校3件分をいただいております。100万円を超えるものについては、感謝状を送付しておりますが、いずれも、受領書と御礼状を送付して、寄付申出者にお送りしております。今後、小学校等の寄付についても、また申し出があるかと思っておりますので、あり次第、ご報告をさせていただきます。報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告、説明に対して、ご質問をお願いいたします。よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 令和2年度予算特別委員会の総括質問について

○教育長 次に「令和2年度予算特別委員会の総括質問について」説明をお願いします。

○教育長室長 では、報告資料ナンバー2をご覧ください。令和2年度予算特別委員会の総括質問での教育長答弁をご紹介させていただきます。今回は5会派から12件の質問をいただいております。うち、新型コロナウイルス対策の関係で4件質問をいただきました。

いくつかご紹介させていただきますが、まず、3ページをご覧ください。自民党議員団の小倉りえこ委員からの質問で、休校に伴う義務教育の継続についてということで、今後実施される予定であった授業のフォローをどうするのかという質問です。

答弁としましては、臨時休業期間に実施する予定であった学習内容を整理し、自宅学習に取り組むよう、プリントを配布する。また、教員は、学校施設の開放に訪れた児童・生徒へ自宅学習の補足説明を行っております。来年度、履修できなかった内容について、学ぶ機会を確保してまいりますと答弁をいたしました。

また、それに関連しまして、オンライン学習などICTを活用した教育の考え方。こちらは、その次のページの下の方、兵藤ゆうこ委員からも同様の質問が出ていますけれども、オンライン学習などICTを活用した教育についてご質問です。

答弁として、来年度教育センターで不登校の児童生徒を対象に、オンラインによる遠隔教育に取り組むこと。また、赤坂中学校、青山中学校でタブレット端末を活用し、習熟度に応じた学習を行っており、将来的には、自宅の端末で学習することも視野に入れ、研究を進めています。校長やICT教育に精通した学識経験者で構成する（仮称）「ICT教育環境の在り方検討委員会」で、今後検討を進めてまいりますと答弁をしております。

また、この新型コロナ関係で、6ページをご覧ください。上段の公明党議員団の近藤まさ子委員からの質問で、一斉休校による児童・生徒への心のケアについてのご質問でした。

答弁として、児童・生徒の心身の健康状態ですとか自宅学習の状況を把握するため、教員が家庭

訪問や電話連絡を行っています。

学校開放では、教員が児童・生徒の心の状態を把握しており、児童・生徒や保護者が、面談や電話で相談できるよう、スクールカウンセラーを各校に配置しています。引き続き、児童・生徒や保護者の不安の解消に努めてまいりますと答弁をいたしました。

以下、資料のとおり質疑が行われていますので、後ほどご覧いただければと思います。総括質問での報告については、以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 令和2・3年度の港区青少年委員の委嘱について

○**教育長** 次に「令和2・3年度の港区青少年委員の委嘱について」説明をお願いします。

○**生涯学習スポーツ振興課長** それでは、報告事項3「港区青少年委員の委嘱について」ご報告いたします。

資料ナンバー3をご覧ください。教育委員会では、青少年教育の振興を図るため、中学校区域ごとに青少年委員を配置し、地域の青少年活動にご尽力いただいております。

現在の青少年委員の委嘱期間が、本年3月31日をもって満了となるため、新たに令和2年4月1日付で、資料の名簿に記載の28人の方について、青少年委員として委嘱いたします。28人中12人の方が新規となり、その他の委員の方の期数は、名簿に記載のとおりとなっております。

令和2年1月28日の教育委員会において、港区青少年委員の定数についてご審議いただき、了承されました。27人以内を32人以内といたしました。定数が増えた5地区のうち、4地区は欠員のままですが、引き続き、各地区の青少年対策地区委員会に対し、推薦依頼を行ってまいります。なお、青少年委員の身分は、非常勤の職員、任期は2年間となっております。報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 令和2・3年度の港区スポーツ推進委員の委嘱について

○**教育長** 次に「令和2・3年度の港区スポーツ推進委員の委嘱について」説明をお願いします。

○**生涯学習スポーツ振興課長** それでは、報告事項4「港区スポーツ推進委員の委嘱について」ご報告いたします。

教育委員会では、スポーツの振興を図るために、中学校区域ごとにスポーツ推進委員を配置し、地域でのスポーツ活動を推進していただいております。

資料ナンバー4をご覧ください。現在のスポーツ推進委員の委嘱期間が本年3月31日をもって満了となるために、令和2年4月1日付で、資料の名簿に記載の29人の方について、新たにスポーツ推進委員として委嘱いたします。今回29人中7人の方が新規となり、その他の委員の方の期

数は、名簿に記載のとおりとなります。

なお、スポーツ推進委員の身分は非常勤の職員、任期は2年間となっております。報告は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。よろしいですか。

○田谷委員 余り本件とは関係ないかもしれませんが、この2件とも青少年委員とスポーツ推進委員。定年ってあるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 スポーツ推進委員については、定年はないのですが、青少年委員については、委嘱時に、満60歳を迎えている方は推薦はできないこととなっております。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 令和元年度秋の通学路点検の実施結果について

○教育長 次に「令和元年度秋の通学路点検の実施結果について」説明をお願いします。

○学校教育部長 報告に入る前に、大変恐縮でございますが、先程、通学区域の際に、1点漏れておりましたので、補足の説明をさせていただきたいと思っております。内容は、現在の芝浦小学校に在籍する児童についての、開校時の学校の選択についてでございます。

分科会の検討の中では、開校時には、芝浦小学校の在校生については、両方どちらでも選択できるようにした方がいいのではないかというご意見がございました。結論的には、開校時には、在校生については卒業までどちらでも選択できるような形とし、新1年生から、基本的にはそれぞれの学区域でお世話をしてもらおうと。ただし、当然、選択制はありますので、その範囲で対応していくということでございます。補足の説明は以上でございます。

それでは、報告事項に入らせていただきます。手元の資料をご覧ください。報告資料のナンバー5でございます。主に、令和元年10月から11月に実施いたしました秋の交通安全運動に伴う小学校の通学路点検の実施結果について、報告させていただきます。

まず、2番の実施体制でございます。各学校を実施主体としまして、PTA、学務課、各地区総合支所、さらには、東京都、警察署、町会・自治会等の参加により、通学路の点検を実施していきます。

3番の通学路点検実績一覧をご覧ください。参加人数ですけれども、合計で431名。主な指摘箇所としては、95か所ございました。

1枚おめくりください。2ページ目です。今回の点検で報告された主な指摘箇所及びそれについての対応をまとめたものでございます。2ページで申し上げますと、主なところですが、1番の違法駐輪・駐車を取り締まり、撤去をしてほしいというところ。それから3番目の路面表示や横断歩道、白線の設置・引き直しをしてほしい。さらに4番目の防護柵、ガードレール、支柱を設置・修

理してほしいというところが、比較的件数が多い案件となっております。

3 ページ目をご覧ください。9 番のところに、道路が狭く、車の通りが多いので安全確保が必要であるというところの件数が多い状況となっております。内容でございますけれども、芝浦小学校のところで5 件となっております。トラックなど、大型車両の通行が多く、危険だということで、児童へ改めて安全指導をしていっているというところでございます。

3 ページの一番下のところをご覧ください。その他のところですが、次回の春の通学路点検の実施期間ですけれども、令和2年4月6日から6月30日までを予定しております。

続きまして、大変恐縮ですが、席上配布させていただきました通学路交通点検の実施結果について、ご覧ください。令和2年2月4日に区内で発生しました、大変痛ましい交通事故を受け、同じような重大事故が二度と起こらないようにするため、令和2年2月17日から3月17日にかけて、交通量が多い、見通しが悪い、駐車車両が多い交差点など、横断歩道について、警察と学校が危険箇所等をピックアップし、緊急に点検確認を行った内容でございます。各学校の実施日や参加人数、点検箇所については、4 番の通学路点検実績一覧をご覧ください。

続いて、裏面をご覧ください。今回点検しました箇所は、全学校で131か所でございますが、主な確認箇所6か所ほど列記をさせていただいております。実際に現場に赴いて、警察職員から注意するポイント等を教員に指導がございました。

また、点検した危険箇所を地図上に記したものや、撮影した写真を、教務用ファイルサーバに貼り付け、隣接する学校同士の教員にも閲覧できるようにし、情報の共有化を図っております。

今後についてでございますが、来月から始まります、春の通学路点検時に、各学校から指摘のあった危険箇所を改めて点検し、改善箇所等を各関係機関へ要望していく予定でございます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

細かいことなのですが、後で説明してくれた緊急点検の1 ページ目、3月17日までやったということなのですが、この4 番目の一覧を見ると、17日ってないのよね。16日かな。

○学校教育部長 各学校に通知したのが、この3月17日の間でやってほしいということで、通知をしたということ。結果としては、1 日前倒しで、最終的には港陽小が3月16日に実施したということでございます。

○教育長 それは少し違わない？ 実施した期間だから。それは、これに合わせて書かないと変ではないですか。

○学校教育部長 ご指摘のとおり、その実施期間については修正をさせていただきます。3月16日と修正させていただきます。大変失礼いたしました。

○教育長 初めも2月18日。

○学校教育部長 実施期間、始期と終期についても、この実績一覧に合わせた形で、修正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○教育長 ほかにご質問は、いかがでしょうか。

○田谷委員 通学路点検の指摘場所の件で、道路が狭いという報告があるのですが、歩道が狭いという項目がないのですが、それは特に出てこなかったのですか。

○学校教育部長 今回の点検については全て学校から書類が上がってくるのですが、その中においては、歩道が狭いというのは、指摘事項にはございませんでした。

○田谷委員 これ私の知見というか、はっきり名前を上げると、白金小学校の直前の道路。それから白金の丘の校門から出てきたところ。あれ、ともに歩道が非常に狭いと思うのですね。

ですから、そういうところを上げて、もう歩道を広げるというのは、直らない問題だから上げてこないのかもしれないのだけれども、それを直らないから上げないという、いつまでたっても直らない訳で。やっぱりそういう問題は、上げ続けていかなければいけないと思うので、改めて各学校には、通学路の歩道の広さは十分だろうかという項目を入れてもらいたい。これは、東京都になるのか、国になるのか、分からないですけれども、言い続けてもらわないと。

特に私は、去年の入学式の時に、白金小学校の入学お祝いを申し上げに、挨拶を申し上げに行ったのですが、ましてやその時、雨が降っておりまして。それで在校生が帰る時間ですよ、入学式というのは。もうそのときに、私が学校に行かれないぐらい、あそこの前がいっぱい。これは、雨が降っていたせいもあるかもしれないけれども。

校長先生ともお話をしたのですが、狭い例で恐縮ですが、例えば、あそこの前の歩道なんていうのは極めて狭いということで。もちろん、ガードレールもあるし、そういった設備もされているのですが、あれでは近隣の方にも登下校時にご迷惑がかかるし、子どもたちの安全の問題も出てくると思うので、これを機会に、そういったことも、ぜひとも上げてもらいたいということをしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○学校教育部長 委員おっしゃったような、子どももその2か所についても、確かに以前から注視しているところで、また議会等からも質問が出て、改善策について色々対応してきているのですが、引き続き各学校においても、今後点検の際に、そういった歩道についても点検する旨通知をしていき、引き続きそういったものを上げていくように配慮していきたいと思います。

○田谷委員 我々は、行政から言うよりもPTAから上がる声が一番響くと思いますので、ぜひとも、そういうところはくまなく拾ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○学校教育部長 承知しました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 令和2年度からの学校図書館の運営について

○教育長 次に「令和2年度からの学校図書館の運営について」説明をお願いします。

○教育指導課長 報告の前に、今入りました情報で、先程の都議会の方なのですが、議案第45号ということで、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する条例が、原案可決されたということが分かりました。ただ、公布日が3月31日ということで、文

書は届かないということでございます。

では、報告の方に戻らせていただきます。「令和2年度からの学校図書館の運営について」ということでご報告させていただきます。このことにつきましては、これまでも教育センターの移設に伴って、学校図書館支援機能を充実させるという話と、学校図書館の実施については、教育委員会の先生方も一番、昨年、一昨年からですか。ずっとご提案いただいていることについて実現するものでございます。それを一表にまとめさせていただきました。

では、2番の港区立学校図書館における三つのセンター機能の充実ということで、これまでもご提案いただいております読書センター機能、学習センター機能、情報センター機能について、学校の中に充実させていくということを令和2年度からの学校図書館の大命題としたいと思っております。

そのためにどうしていくかということは実施体制の中に書かせていただいております。港区立教育センターの中には、学校図書館支援センターだけではなくて、具体的に学校図書館支援アドバイザーを配置させていただきます。これにつきましては、時限ということで令和2年から令和4年までの間でございますが、学識に極めて近い、大学でも教鞭をとっていらっしゃいました学校の校長の退職者を1名と、そこと一緒にずっと連携してやってきた方も1名、2名を会計年度任用職員としまして雇用することができました。その方たちを中心に、学校図書館についての巡回支援等々も行っていきたいと考えております。

(2)です。小中学校においてということで、これはまず意識の変革ということで、学校図書室ではなくて「学校図書館」という名称を使い、図書館長として、校長は位置づけることとしました。イです。学校司書の配置ということで、これまでも図書文化財課で配置していただいたものを、新たに、次のウとありますような学校図書館支援員、今までは「RAS」と呼ばれていた方、地域のボランティアだったのですけれども、これを一元化して、一つの業務委託とすることによって、一つの指揮命令系統の中で、要するに学校司書の機能と図書館を開館するための支援の機能の方との二つの職を一つの業態の方に委託をしてやります。

これによって、指示命令系統がしっかりするということと、学校は年間使用計画、年間活用計画はもちろんのこと、週ごとに、月ごとに計画をきちんと練りながら、指示書を出さないと図書館が使えない。これまでのように朝行って、急にRASの方が「今日何時間目に使いたいのだけど」ということよりも計画的な図書館を使うということが、これできっちりしていくかなと。そこには難しさもあるのですけれども、そのことによって、計画的な図書館活用をやりながら充実させていきたいと考えています。

(3)です。港区立図書館との連携はより一層強化するように、この全体計画、指導計画の中で盛り込んでいきたいと考えております。

その実効性を持たせるための(4)です。学校図書館運営事業の充実ということで、アにありますような学校図書館支援センター検討会議ということで、学校の代表者たち、それから先程言った委託業者も入って、具体的な課題について解決をしていくことを考えています。この中には適宜、

図書文化財課の担当の方にもおいでいただくように考えているところでございます。そして、この学校図書館運営関係者協議会。これは実際に携わっている方たちをやはり年に何回か集めて、直接担当者たちに課題をやはり出してもらうのと、それから資質能力を上げるための講演会ですとか、具体的なことをしていきたいと考えております。

それをもとに、令和4年度までの3か年ということで、ここに書かせていただいたような充実の仕方をブラッシュアップしながら、3年間回していきたいと予定しております。

あわせて5です。今後のスケジュールということで、来年度のスケジュールだけを決めてあるものをちょっと書かせていただいております。こういったスケジュールでありますが、4月についてこのコロナの中でどうするかについて、今、検討しながら、それにかわる手だてもとりたいたいと思っています。

ちなみに学校の副校長、校長の座席にありますパソコンはチーム制ということで、テレビ会議ができるようになっていきます。教育委員会事務局の副校長研修会の中で、私とか篠原指導主事とかが入って、実際にその会議をやってみました。全てうまく行きましたし、資料の提示もできました。一番怖いのは、この教育委員会の中の側はかたっぽ、時々回線が途切れることがありますが、学校の中は切れなかったということが分かっていますので、こういったものを踏まえて、確実にそういった会議体を運営できるように工夫していきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○教育長 ご質問をお聞きしたいと思います。

○—— 図書館の運営が、段々向上のための形ができていくということはいいいことだと思いますけれども、あえて意見を申し上げますと、3の(4)のところに、学校図書館運営事業の充実として学校図書館支援センターの検討会議。それから学校図書館運営関係者協議会というのが書かれていますけれども、先程お話になったような、例えば港区立図書館との連携ということを考えるときに、そういう会議に港区立図書館から特に支援の担当になるような方とかあるいは館長とか、こういう会議に出ていただいた方がより連携がとれるようになるのではないかと思います。いかがでしょうかというのの一つです。

それから、もう一つは都の教育研究会国語図書部会代表教員となっていますけれども、図書館の活用というのは国語の教育だけでなく、例えば社会科とかで色々調べながら、図書館の資料を活用して勉強するとか、あるいは理科とかでも調べながら、色々探求を深めていくとかという活用の仕方がある訳です。そういう意味では、それとそれに合わせた蔵書の構築ということもあります。

ですから、これを国語だけではなくて、やはり理科の教育の視点とか、社会科の教育の視点とか、そういう視点からも図書館の活用が発展するように、構成をお考えになってはいかかと思っておりますけれども。その2点です、私からの意見は。

○教育指導課長 先程申しましたように、図書文化財課の方には適宜参加をいただくと。全て出席しなくても、その部分だけでも来ていただくとかという工夫を今後していきたいと思っております。担当校長が国語科ではないケースもありますので、そこのメンバーについては、柔軟に対応したいと思います。

っております。ここは一応、代表教員として図書文化財課お呼びさせていただいておりますけれども、議題によって、社会科が来ていただいたり、理科が来ていただいたりだとか、全て来ていただいたりとか、そこについては運営の中で工夫させていただけると思っています。

具体的な課題の中で、関係者協議会の中で、この教科の使用法について課題があるとか、そういうことになったときは、次の会のところに、そういった方たちを呼んでいくというようなことも、工夫のしようはいくらでもありますので、今いただいた意見を踏まえて、来年の運営を強化していきたいと考えました。

以上でございます。

○山内委員 ありがとうございます。必要なときにということもあると思いますけれども、ある意味で、図書館との連携というのを大命題として取り上げるのであれば、やはり常に入っていく。つまりそれは何かというと、その中での議論とかも図書館の側も聞いておくことで、こういうかわり方ができるということを常に考えてもらえる訳ですよ。そういう意味では、一見必要がないときにも出てもらうというのも実は重要なんだと思います。

それから同じように理科とか社会の方も、常に入らる中でバランスのとれた構築とかでは、より広がっていく図書館がつかれますから、そういう意味では、やはり最初から構成というのは考えておいていいのではないかと私自身は思います。

何か図書館というと、国語のためのものというクラシカルな感覚がありますが、実際はそれ以上に、小学生の場合は特にそうですけれども、理科とか社会の感覚で使う、そっちの興味から入る子どもたちも多くいる訳でありますから、そこはもっと積極的にお考えになっていてもいいのかなと私自身も思っていました。

○教育指導課長 ちなみに小学校の教員は全科ですので、1名いれば全ての教科がかかわるということで、中学校の場合は完全専科でございますので、教科担任ですので、中学校は確実に強化をしたいと思います。小学校については場合によっては造詣の深い方をさらに追加して、1名となっておりますけれども、2人、3人と増やすということも考えておりますので、ご意見をうまく反映したいと思っております。

以上です。

○教育長 少なくともメンバーはいるということですか。

○図書文化財課長 こちらの学校図書館支援センターの検討会議の中には、図書文化財課の職員も予定で入れさせていただくように調整させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○教育長 イの方はどう、イ。

○図書文化財課長 両方。済みません。その下の協議会も基本的に参加ということでお願いをしたいと思っております。役職、例えば、係長とか館長とかという形で分けさせていただくかもしれませんが、そういった形でかわらせていただきたいと思います。

○教育長 視察に行ったときも、県立図書館、市立図書館が、やはり役割として、そういうのを持っているじゃないですか。だからやはり入れておかないとね。

○図書文化財課長 そうですね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 学校図書館支援員さんを同一事業者に業務委託することによりとなっているのですが、今までのRASとして来ていただいた方と大分変わることになるのですか。その辺をちょっと教えていただきたいです。

○教育指導課長 委託業者を選定委員会が12月ぐらいいあって、それで決まった時点から雇用に関してRASの方の方の人たちを、そちらの方どうですかというお話をしたところ、49名中32名の方がその支援員として採用されています。中にはもう既に司書の資格をお持ちの方は司書兼支援員という場合もありますので、これまでの港区の培ってきたノウハウについてはそこで生かせるような仕組みになっています。

ただ、中には私は図書室よりも学校支援したいのでということで、今回、スクールサポートスタッフになられた方もRASさんの中にはいらっしやって、図書室よりもっとそっちという方もいらっしやったのはありがたいお話です。そんな状況でございます。

○薩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。それでは、この報告事項は以上で進めていきます。

日程第1 審議事項

18 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

19 港区立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について

○教育長 それでは、先程教育指導課長より説明がありましたとおり、東京都の方で条例が可決されたということですので、ちょっと元に戻りまして、議案第51号「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」採決させていただきたいと思います。

議案第51号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第51号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に議案第52号「港区立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について」採決に入ります。

議案第52号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第52号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

7 後援名義等の2月使用承認について

- 8 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の2月の各事業別利用状況について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について
- 11 図書館・郷土歴史館の2月行事実績について
- 12 図書館の2月分利用実績について
- 13 図書館・郷土歴史館の4月行事予定について
- 14 4月教育指導課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の2月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の2月の各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について」「図書館・郷土歴史館の2月行事実績について」「図書館の2月の利用実績について」「図書館・郷土歴史館の4月行事予定について」「4月教育指導課事業予定について」この各項の定例報告については、配布の資料のとおりです。これは説明があるということですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 教育委員会報告資料のナンバー9をご覧ください。「生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について」本日付の資料になっているのですが、本日広報されるとおり、スポーツセンター、生涯学習センター、青山生涯学習館は4月12日まで休館となることが決まっております。

ですので、こちらの資料に記載されている、例えば一番上の「つくば市@ばるーん」は、毎週水曜日となっておりますけれども、この決定に従いますと、4月1日、8日が中止になったりとか、そういうような形で、一番下のスポーツ関係で指定管理者の事業でスポーツセンターのものも毎週火曜日であったり、水曜日であったりと、毎週取り組む行事はあるのですが、現時点では4月13日以降の週から可能という形に訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○図書文化財課長 本日の資料ナンバー13でございますが、「図書館の4月行事予定について」というものと、あと郷土歴史館のものも引き続きございます。こちらは同様に、昨日持ち回りでご決定いただきましたとおり、4月12日まで休館ということで、こちらに記載してございますものは全て12日まで中止ということになってございます。また13日以降も映画会とかにつきましては、館が、窓がなく換気もできないとか、そういったこともございますので、中止になる可能性がすごく高いということで、適宜判断しながら実施を中止していくこともございますので、あわせてご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○教育長 そのほかはいいですか。

教育指導課もいい。

○教育指導課長 では、みなと科学館の方なのでございますが、気象科学館の方もやはり同じように閉められるということで、みなと科学館についても開館日の方をおくらせてさせていただくとい

うことで、大変残念なんですけれども、開館は4月13日以降と考えております。よろしくお願ひします。あわせて別件でよろしいでしょうか。

○教育長 本日配ったやつは直っているの。

○教育指導課長 先程ご決定いただきました議案第55号「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則」の中で、教育長からご質問のあった第31条の「教育委員会が定める」というところなんですけれども、私と教育長の古いやつが——そこが、資料は書いてない。

そのところは「教育委員会が定める」ではなくて、「教育長が定める」としなければならぬ条文でございました。大変失礼をいたしました。改めてご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

○教育長 大丈夫でしょう。

○教育指導課長 大丈夫ですか。

○教育長 それで決定した方がいい。

○教育指導課長 済みません。

○教育長 科学館については、開館は4月1日ではないでしょう。それで臨時休業。

○教育指導課長 臨時休業。そこはそうですね、表現として。開館日は4月1日ですけれども、要するに機能としては動く訳ですが、客席をあけることはないということでございます。大変失礼いたしました。

○図書文化財課長 箱根のニコニコ学園についても同様に、明日から12日まで閉館とさせていただきます。現在、一般利用についてご指摘ございましたけれども、そちらについては丁寧にご説明して、ご理解いただいております。以上でございます。

○教育長 そのほかはよろしいですか。

○山内委員 コロナの問題ですが、感染がこの数日で次のフェーズに移ってきた。今まではある意味で、そこまで広がってなかったのがよかったですけれども、かなりフェーズが変わってきたと思うのですけれども、その中で、これから各校対応におそらく苦労されるだろうと思うのです。

この数日、色々資料も拝見してはいますけれども、資料では皆それぞれ見てはいますけれども、共有しておいた方がいいような課題があれば、あるいは、もしそれぞれのお立場でご苦労されていることがあれば、ここでそういうのを教えていただいて、今後のことを考える上で意見交換できた方がいいのではないかと思うのですけれども、その点はいかがなものでしょうか。

○教育長 どうですか。それでは部長から言ってもらった方がいいかね。

○教育指導課長 学校と色々協議をしております。その中で、子どもたちの感染が、健康保菌者がどのくらいいるのかという情報が学校はありません。実際に発症している子はいません。その中で、みなと保健所の方でオフレコ情報なんですけれども、港区内で感染されたという方たちは、ある特殊な業務につかわれている女性が多いという情報とそのお店に行かれている常連の富裕層の方が多いという話があって、そこにお子さんたちがいるかどうかという。要するに濃厚接触者がいるかどうかというのは、保健所で調べているところではいらっしやらないということは分かっています、今のところ。

ただ、山内先生が言われたように、これでフェーズが変わってきて1人出始めたときに、その情報が保健所がいち早く発信することによって、地域地域の休業とか、例えば午前午後の分割授業をすとかですね。さまざまなことについては、もう日に日に変わっていく状況の中で、判断をしていくという状況に今ありますので、それについては、もう今日の事案先決のとおり、教育長の方でポンと行けるようなことになっていきますので、スピーディーにこれから決めながら。本来の所管は学校保健に関する事なので、学務課なので、新しい学務課長が頑張ってくれるのかなと私は期待して、私の仕事から学務課の仕事にちゃんとお返ししたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○山内委員 今のことに関してよろしいですか。私は実は今の保健所の認識というのが、少し甘いのではないのかとと思っているのです。実は、私も仕事柄、病院でのコロナの患者の様子を聞いていると、やはり少し変わってきたように感じています。

東京都内を見ても、そういう特殊な業態の人たちだけではもうなくなっているという事情があります。やっぱりあともう一つは、この1週間ぐらいで、欧米からかなり大量に帰国をして、それで持ち込んできて、その周辺の人たちに広がっているというのがあった。そういう意味では、特殊な業態の人たちとそこに出入りしている人たちだけだというような見方をしていると、ちょっと甘くなるのではないかと思うのです。

それから、もう一つは感染の中での、感染の仕方を見ていると、もう狭い意味での飛沫感染よりはもうちょっと広い感染の仕方をしている。分かりやすく言えば、飛沫の感染だけでは説明できない距離があっても感染している事例があって、そこは気をつけなければいけないのではないかと。

せっかくなので少し申し上げると、そういう意味で、今、色々な注意で三つの条件を全部満たした場合だけ感染しやすいと言っていますけれども、三つがそろわなくても感染する可能性がある。三つ全てをきちんと丁寧に対応しないと、感染する可能性があるというところを理解しておかないといけない。「三つそろわなければ大丈夫だ」という認識だと、痛い目に遭うのではないかなと思っています。

あと1分だけ説明を加えます。その理由はというのを説明すると、ウイルスって、飛沫であれば、大体半径2メートルの中に大体落下するんですね。それよりも、もっと細かい、飛沫より細かいものが浮遊するのですけれども、乾燥していれば、大体2メートルぐらい飛ぶ間で乾燥して、感染力を失うのです。ただし、湿度が高いときというのは、実は死滅しない。乾燥しないので。そうすると、実はその細かい、飛沫よりも細かいものについて、実はかなり長い時間空気中に滞留するのです。結構それによる感染があるのではないかとということも言われています。ですから、そういう意味では、例えば学校とかでも、単に距離を離すだけではなくて、やはり常に、ここなんかもそうなのですけれども、閉ざされたところに人が大勢いると、当然湿度は上がっていきますから、常に空気を入れ、換気するというので、できるだけ空気の乾燥をさせ続けるということが一つ重要ですね。それをしながら、対応しないと、例えばこのくらいの場所でも充分感染する可能性もありますので、そういう点では、気をつけていただきたい。

三つの条件が重ならなくても起こり得るのだということをやっぱり丁寧に認識しながら、対応した方がいいのかなということもつけ加えておきたいと思うのですけれども。

ちょっと今、三つの条件というのを強調されているので、それを逆に心配するところです。

○教育指導課長 あわせまして、5月の運動会を予定していた学校が結構あるのですね。それについて、5月だと練習もできない。外でそれだけの人数が集まってというイベント性としても非常に難しいということで、今、学校全体の中で、もう少し違う時期に、例えば秋になったら運動会できる可能性があるかどうか、ちょっと分からないけども、行事予定を入れかえることはできるかということで、検討には入っています。

ただ、それをやったから、それがそのまま生きるかどうか分からないし、宿泊行事が動かせないので簡単ではないという意味では、そのところが宿泊行事すらも、ひょっとしたら中止せざるを得ないということも含めて、色々なことを学校の方が対応していくことを今想定しているところでございます。学務課長、大変だなと思います。

○教育長 そのほかはどうですか。それこそ、専門家である山内先生の意見を伺えるので。

いいですか。ではまた気がついたら先生、よろしくお願いします。

○中村委員 ちょっといいですか。4月6日くらいから学校再開するのですよね。ちょっと私の個人的な意見ですけれども、ちょっと注意して、現場の先生方に注意してもらいたいと思うところが2点あって、1点は、まず文科省が出すチェックリストとかあるではないですか、あれ絶対使えないと思うのですよね、現場では。あれ、単に文科省が各学校に指示したものが漏れていないかをチェックするだけで、では具体的にあれで何をするのかということは一切書いてないし、……先生、あれを見ても、じゃあ何をやればいいのですかと言って。またあれのマニュアルみたいなものは出ていないじゃないですか。

だから、何をやればいいのかというのは、確かに難しいところだと思うのですけれども、やはり各学校間でやはり情報共有をちゃんとやって、こういうことをやったのだよとか、こういうことをやったらよかったよとか、そういう情報共有をしっかりとやっていくことが一番大事なのかなと。現場の先生方もおそらく「お前やれ」と言われても、校長から言われても、何をやればいいのかのらうって。何も材料もないのに。だからそこはうちではこういうことやったけど、校長経由でもいいですけれども、その情報をしっかりと共有して、「こういうことをやればいいんだな」ということでやっていかないと、おそらく現場対応できないと思います。

私もチェックリストを見ていて、「何なんだ、これ」と思いました。現場を全く無視していると。現場に何をやればいいのかということが全く分からないようなものですので、そこら辺をちょっと現場でしっかりと情報共有を学校間でやって、その学校間の共有をする中で、教育委員会もしっかり指導して入って行ってもらいたいと思うのが、まず一つと。

それから、うちの娘の情報なのですけれども。昨日か一昨日終業式で、学校出ましたよね。で、私言ったのです。「久しぶりに友達と会って、学校いいなと思っただろうな」と思って、子どもに聞いてみたりしたのですけれども、うちの子どもは何か「いや、学校行かなくてもいいのだよね」

みたい。何かそんな感じで、別にあんまり、久しぶりに学校行って楽しかったのかなと思うと、別にそういう反応ではなかったのですね。「で、どうなの」って言って、うちの子どものお友達とか、時々、本当はいけないのかもしれませんが、遊びによく来ていたのですよ、午前中とか。その友達なんかに聞いてみても、「何か、もう学校なんか要らないんじゃないの」みたい。勉強もできて、塾なんか行かなくても、今、全部ネット授業で塾も全部受けられますから、勉強する子はもう塾の勉強をボンボンボンボンやっていて、もうこっちの方が何か効率的だし、質の高い勉強もできるし、それでいいし。「学校行ったら、結局自分がもう知っていることを教えてもらうだけだ」とか言って。

むしろ逆に言うと、娘の反応を見ていて、モチベーションが相当下がっている生徒が、児童が、増えているのではないかという気がしました。ですので、ちょっとその最初の会、4月6日以降やったときに、例えば最初の2、3週間は、あれですよ。3月にできなかったことをやるのですよね。そこら辺なんかも、もうできている子は全然できているし。そういう意味では、もう全くやっても意味はないと思っているやつもいると思うのですよ。そうするとやはり、最初のかかりのところで、みんなが「ああ、学校いいね」と言って盛り上がり上げて入れるかと思ったら、意外と学校に対する信頼感といいますか、そういうのが薄れている子どもも多いのではないかと思うので、ちょっと注意なされた方がいいのではないかと。

やっぱり休みが長いので。春休みも入りましたから、結局もう1か月くらい休んでいる訳ではないですか。そうすると、しかもこういう状況ですから、家に帰っても出るなとか、そういうことばかり言われている訳で、ストレスもたまっていますし。そういう意味では、「久しぶりに来たいのだからみんなでやろうよ」というようなのが通用しない子が結構いるかもしれないので、そこは注意してほしいなと思いました。

以上です。

○薩田委員 その続きでいいですか。多分、うちの娘も、中学校で終業式があるということで「行かなきゃだね」となって、行ったんですけど、やっぱり「久しぶりに友達と会えて、すごい楽しい」と思うのかと思ったら、「行かなくてもよかった」と。

もう終わったことに一度なったので、行かなくてもよかったのではないのぐらゐのみんなの雰囲気だったと。でも、中学の1・2年生は、また来年度もあるので、卒業ではないから、お友達とはこれからも会えるからというところの、別に、わざわざ行って楽しかったかという、そうでもなかったなというところなのだと思います。

卒業式は、やっぱりできてよかったと言っていますし。卒業生としては、皆さん、保護者の方も、親子ともにできてよかったという感想はあるのですけれども、在校生、まだこれから続く子にとっては、そんなにモチベーションはなく、本当、これから新しく新学期始まったときのモチベーションが本当に大事だなとは思いました。

○中村委員 そこで教員と生徒とギャップが生じちゃうと、ちょっとまだ次の問題が起きそうな気がするのですが、そこは教員の方もちょっと、そういう子がいるということは前提で入っていかないと。

個人差が大きいと思いますけどね。個人差が大きいとは思いますが。

○薩田委員 そうですね。何か「もう学校行くの？」みたいな感じでした。

○中村委員 もう行かなくていいじゃん。

○教育指導課長 やっぱり学級の集団のよさが分かるような活動を4月始まったときに、どれだけ入れられるかということですね。

ひとりでインターネット上で教わったもので終わるのか、やっぱり考え方が違うのを色々なことがあって議論交わしながらつくっていく知識の楽しさとか、答えがないようなものをやっぱり考えとか。それで議論するというふうに、分かっている答えのものを教えても、今のことだとN高、N中には勝てないのですよ。

○薩田委員 そうだと思います。

○教育指導課長 そのこのところをやった中で、一緒にその知識を得る場と、一緒に何かをつくっていく、創出するような場と両方を、やっぱり学校がつくっていけるようなことを校長たちにも注意しながら、やはり学級づくりというものに4月の最初の復習をしながらというところに、4月の時間をうまく使って、できる子がまだ学んでいない子をサポートすることによってとかね。色々な方法が考えられるので、ちょっと工夫してもらえるようにしたいと思っています。

以上です。

○田谷委員 今のお2人のご指摘、非常に大切だと思って聞いたのですが、やっぱり学校に、同じ空間に集まることのよさというのを、もう一回体感させるかということが、実は4月の最初、非常に大切だと思うのです。

そういう意味では、先生方が余りにその3月のやれなかった、授業できなかった部分の補習を急いでやらなければと、そっちが先に頭が行ってしまうと、実はそういう時間が十分にとれなくなってしまふ心配がありますから。そういう意味では、補習に焦るよりは、そういう一緒にいること、あるいは一緒に遊ぶことのよさというのを、どうもう一回体感させるかというところを大事にしないといけない。

特にもう一つは、またこれが流行の仕方によっては、しばらく通学できないということになりかねない。それで、新しいクラスになってなどという状況を言うと、最初の1週間にどれだけよいクラスのつながりをつくれるかというのが、結構大事なので、そこは丁寧にやっていただければ。やってくださるだろうとは思っていますけれども。

○教育長 クラスがえは、もうやってしまうのですか。

○薩田委員 しなくてもいいぐらい。

○教育指導課長 基本的にはありますね。

○中村委員 そこは本当は、補習期間ぐらいはやらない方がいいのではないかという気がしますね。で、それが終わった後にクラスがえをするという方が、いきなりクラスかわってしまう訳ではないですか。そうするとやっぱり担任もかわり、クラスもかわるというのは、余計に何かちょっと不安かなという気がしますね。

○教育指導課長 中学校なんかは、割と学級ごとによって進路が違ったりするので、そこだけ例えば、では今日は復習やるから社会科は前のクラスでやろうかと、「おお、久しぶり」とか。だけど、学活とか道徳は新しいクラスでとか、そこを柔軟性をもって集団をどうコントロールするかというのは、校長の裁量の醍醐味だと思うのです、私としては。

そこをやっぱり工夫してもらえるように、単純な一つで何とか補習やればいいのかという決め事ではなくて、ダイナミックに子どもたちを動かすということをちょっと発想してもらいたいと思いますけどね。

○教育長 今、おっしゃられた話を伝えておいて。

○教育指導課長 はい、伝えます。お伝えして。

○教育長 意識している校長もいると思うのですよね。

○教育指導課長 もちろんです。うちの下橋なんかも、最初の1週間の学級開きをどうしようかというので、その特活みたいなものをどう入れながら学習と結びつけるのかというのが、やっぱりポイントですよという話をしているので、分かっている人は皆分かっています。

○教育長 ありがとうございます。それでは、また戻って、8件の定例報告については以上ということよろしいでしょうか。

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

「閉会」

○教育長 本日本日予定している案件、本日本日予定している審議事項、それから、報告事項は全て終了しましたが、そのほか、委員または説明員から何かありますでしょうか。よろしいですか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を4月14日火曜日午前10時から開催する予定ですので、よろしくお願ひします。長時間にわたり、ありがとうございました。

(午後5時59分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田 知子